

第十九回国会
衆議院

農林委員會會議錄第三十六号

昭和二十九年四月二十七日（火曜日）

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事 小枝 一雄君 理事 佐藤洋之助君

理事 網島 正興君 理事 福田 喜東君

理事 金子與重郎君 理事 芳賀 貢君

理事 川俣 清音君

足立 篤郎君 遠藤 三郎君

佐藤善一郎君 寺島隆太郎君

松岡 俊三君 松山 義雄君

足鹿 覺君 井谷 正吉君

井手 以誠君 中澤 茂一君

安藤 覺君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官（農林經濟局長） 小倉 武一君

農林事務官（畜産局長） 大坪 藤市君

委員外の出席者

農林事務官（農林經濟局長） 林田悠紀夫君

肥料課長 久宗 高君

農林事務官（農業保險課長） 鷗川 益男君

農林事務官（畜産局畜政課長） 鷗川 益男君

農林事務官（畜産局經濟課長） 昌谷 孝君

農林技官（畜産局有畜官） 山本兵三郎君

通商産業事務官（輕工業局化學肥料部長） 柿手 操六君

專門員 難波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

四月二十七日

委員井手以誠君辭任につき、その補欠として齋木重一君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十七日

農民組合法案（足鹿覺君外九名提出、衆法第二五号）の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

酪農振興法案（内閣提出第一五四号）臨時確定需給安定法案（内閣提出、第十六回国会閣法第一六七号）自給肥料増産特別措置法案（杉山元治郎君外十二名提出、衆法第二三三号）

商品取引所法の一部を改正する法律案に關して、通商産業委員會に對し意見の申入れに關する件
農業災害補償制度改正問題に關する件

○井出委員長 これより會議を開きます。

去る四月二十三日本委員會に付託になりました杉山元治郎君外十二名提出、自給肥料増産特別措置法案を議題としたし審査に入ります。
まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。杉山元治郎君。

自給肥料増産特別措置法案

自給肥料増産特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、自給肥料の増産、改良又は利用を促進するため資金の確保及び助成その他必要な措置を講じ、もつて農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自給肥料」とは、たい肥、きう肥、主として肥料の用に供される植物及び人ふん尿をいう。

2 この法律において「たい肥舎」とは、たい肥又はきう肥の製造又は貯蔵の用に供される建物及び附属施設をいう。

（試験研究の助長）

第三条 国は、自給肥料の増産、改良及び施用の合理化に必要な試験研究を助長しなければならない。

（融資のあつ旋）

第四条 国は、左の各号に掲げる資金につき長期且つ低利の資金の確保に努めるものとする。

一 農業協同組合その他農業者の組織する法人（以下「組合」という。）が、これを組織する者の共用利用に供するたい肥舎又は人ふん尿の貯蔵施設の造成又は改良に充てるために必要とする資金
二 組合等が農業者に対してたい肥舎の造成又は改良に充てるために必要とする資金

（国の補助）

第五条 国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県に對し、主として肥料の用に供される植物で農林大臣の指定するものの種子の生産は場の設置に要する経費の全部又は一部を補助することができ。

（委任事項）

第六条 この法律で定めるものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

○杉山元治郎君 ただいま議題となりました自給肥料増産特別措置法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御説明申し上げます前に一言つけ加えておきたい点は、各党派の御賛成を得て提出することになっておりました。自由党の綱島さんあるいは佐藤さんが、自由党の方では、提案の場合は党三役の捺印がなければならぬ、こういうことに相なつておりましたので、提出をお願いいたしておりましたが、いろいろの事情がございまして時間がたつておりますので、遷延しては相ならないというので、残念ながら提案者の中からはあいてありますが、しか

し大体の御了解を得ておたというところを申し添えておきたいと思うのであります。これから御説明を申し上げます。

主要食糧等農産物の増産をはかるには、自給肥料を基幹とした化学肥料の合理的施用がきわめて重要であることは言うまでもありません。しかるに最近自給肥料の増産は頭打ちとなり、地力の減退は憂慮されているのであります。自給肥料の中堆肥及び肥田作物物の増産は、肥料費及び飼料費を節約し、農家経済に好影響を及ぼすばかりでなく、地力の維持増進にきわめて重要なことでもあります。又人糞尿に都市の人糞尿を農地に還元して合理的に利用することは、貴重な肥料資源の活用となり、これまた農家経済に及ぼすところ少くないのであります。これら

自給肥料の増産と高度の利用によつて、農地の生産力を維持しさらにこれを増強することができ、同時に農家経済の安定が期せられるものであると考えられるのであります。従つて、食糧農産物の増産が急務であるとき、また農村の窮乏がようやく顕著ならんとするとき、これら自給肥料の増産利用は刻下の急務となるのであります。こゝに一貫した計画のもとに、自給肥料改良増産の諸施策を強力に推進しようとするのが、本法案を提出するに至りました理由であります。以下この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律案で自給肥料とは、堆肥、（厩肥を含む）と肥田作物

物) 緑肥作物及び人糞尿を指すのでありますが、人糞尿については、特に都市より排泄される尿尿であつて非衛生的に処理されているものを指すのであります。

第二に、堆肥の増産利用については諸種の対策が必要であります。とりあえずそのうち最も重要である堆肥舎の計画的設置を推進せんとするものであります。

第三に、肥飼料作物の増産利用については、これまた諸種の施策が必要であります。わが国の肥飼料作物中最も重要であると考えられる紫雲英、青刈大豆、青刈そら豆について、原種圃、原種圃並びに採種圃を設置し、優良品種及び優良種子の確保に努めんとするのであります。

第四に、人糞尿につきましては、都市等の集密な地域の排泄される尿尿を対象とするものであります。現在各都市の人口増加は著しいのであります。一方尿尿の処理施設が不完全なため、ややともすると非衛生的処理が行われがちであるのであります。これらの尿尿を近郊農村に合理的に利用するため、計画的に共同利用貯溜槽の設置を推進せんとするものであります。

第五に、これらの自給肥料についてはなお幾多の調査並びに試験研究を必要とする面がありまして、これらについては今後国及び都道府県等の試験研究機関において調査試験研究を重点的に推進せしめんとするものであります。

第六は、これら自給肥料の増産利用の諸対策に対して資金の融通のあつせん及び補助金の交付についてであります。

して、堆肥舎の設置並びに尿尿貯溜槽の設置については大いに融資のあつてを、また肥飼料作物の原種圃設置については補助金を交付する等諸般の助成措置を講ぜんとするものであります。

以上が本法律案の大要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成を得られます様切望する次第であります。

○井出委員長 本案に対する質疑は次の機会に譲ることいたします。

○井出委員長 続いて去る四月二十一日、農業災害補償制度に関する小委員会より、現行農業災害補償制度の改正方針に関して小委員会における調査の結果をとりまとめた報告書が提出されております。この際本件に関して小委員長より発言を求められておりますのでこれを許します。足鹿小委員長。

農業災害補償制度改正に関する件

農業災害補償制度に関しては、おおむね次の基本的構想のもとに左記諸事項を参酌して改正を検討するものとする。

一、農作物、葉菜の災害については、保険により対処する面と、補償により対処する面とを保険数理的設計のもとに次の如く分離するものとする。

(一) 団体はおおむね通常の被害に相当する部分を保険する。

(二) 通常の被害を超える災害については、国庫の負担において、政府の基金特別会計から団体を通じ、農作物の減収による実損額の七割までを填補することを旨として補償する。

償する。

前二号間の限界については、近年における災害の多発的傾向、不足額累増等の事情と関連し、団体の保険収支が短期的にも均衡を維持しうる合理的の線を新に計測して決定するものとし、且つ兩者を通ずる災害補償制度全体の規模については、すくなくも現在の財政支出額を下廻らないことを条件としてこれを固定する。

二、なたね、だいず等の農作物に対する任意共済については再保険措置を考慮するとともに、家畜については、畜産行政との協調にいかんなきを期したる上、おおむね従来の方式を踏襲するものとする。

三、団体の事業機構等の改善は左による。

(一) 中央に全国を区域とする再保険団体を新設し、共済基金はこれに吸収する。

(二) 都道府県段階以上における常勤の理事者は原則として業務に専従しうるよう内部機構を整備するとともに、各級団体の役員員の身分、責任等に公的色彩を強化する。

(三) 末端組合の事業区域は、必ずしも行政単位にかかわらず、経費の節約、事務能率の向上及び職員等の待遇改善、身分安定等を目的とし、経営安定の見地から定める。

四、事業とこれに対する指導監督との関係を厳正且つ明確化するよう措置するものとする。

六、組合の事業面等についてはすくなくも次の諸点を取り入れて改善を図るものとする。

(一) 加入については当然加入乃至は義務加入の建前を崩さない。

(二) 引受は一筆毎の債建とし、又共済金額等に関しては地力等級に応じ四段階を設け、これに対する農家の自由選択制を織り込むよう検討する。

(三) 農家の負担する掛金額は、(一)に对应してこれを低減するものとし、且つ危険の大小に応じ個々の耕地に対する料率上の調整措置(無事戻を含む)を講ずる。

尚、政府はその適切な取扱方針を決定するため、すみやかに常習災害地に関する全国的調査を行うこと。

○足鹿委員 私には昭和二十八年十二月八日、農業災害補償制度に関する小委員長として、本委員会に對しまして、小委員会設置前後より当日までの本制度改正に関する審議の経過並びに各委員の要請によりとりまとめた改正案について、その検討の結果を中間的に御報告申し上げておいたものであります。右の改正案案につきましては、二、三の点に關しまして委員各位の御意見が完全に一致を見るまでに至らなかつた事情もありましたので、爾來今日まで各委員のさらに一段の御研究を煩わして参つたのであります。その後農林省におきましても、この改正案を中心に種々御検討の結果、二月二十五日、衆議院農林委員会共済小委員会中間報告にかかわる、農業災害補償制度改正に関する件の問題点としてとりまとめられ、小倉農林経済局長より、小委員会に對しまして意見の開陳があつたわけでありまして、この問題点は改

九、防災事業は原則として団体をして実施せしめ、政府はこれにつき積極的な奨励措置を講ずるものとする。但し、葉菜、防除機具等に関する経費行為は農協の事業とする。

十、連合会の不足金累積額は、この際全国を総合した整理計画を樹立実行せしめ、必要に応じ国はこれを援助するものとする。組合と組合員との間の債権債務の相殺関係等についても、この機会に徹底的に清算しうるよう措置するものとする。

政府は、右の諸点を体系づけ、その細目を定めるため、農林省に「農業災害補償制度審議会」(仮称)を設置し、速急に関係法令の整備を図るべく最善の方途を講ずるものとする。

○足鹿委員 私は昭和二十八年十二月八日、農業災害補償制度に関する小委員長として、本委員会に對しまして、小委員会設置前後より当日までの本制度改正に関する審議の経過並びに各委員の要請によりとりまとめた改正案について、その検討の結果を中間的に御報告申し上げておいたものであります。右の改正案案につきましては、二、三の点に關しまして委員各位の御意見が完全に一致を見るまでに至らなかつた事情もありましたので、爾來今日まで各委員のさらに一段の御研究を煩わして参つたのであります。その後農林省におきましても、この改正案を中心に種々御検討の結果、二月二十五日、衆議院農林委員会共済小委員会中間報告にかかわる、農業災害補償制度改正に関する件の問題点としてとりまとめられ、小倉農林経済局長より、小委員会に對しまして意見の開陳があつたわけでありまして、この問題点は改

正試案に対する賛否の意見の報告といふことではなく、試案において不明確な点あるいは審議に特に触れることを避けた点、あるいは試案を法案化した上で、率直な見解を正式に表明されたものであります。この際そのおもしろい部分を御報告いたしますと、

まず第一に保険と補償とを分離する点であります。国家補償の根拠をいかに理論づけるかという点を特に問題としておるのであります。その際国の補償と団体の保険とを損害の程度でみるか、原因によつてきめるかという問題も提起されております。さらに団体の営む保険の掛金について、国庫の負担があるのかどうかという点が不明確であると指摘しております。

第二点は、補償と保険を通じて実損額の七割までを補償する方式をとる場合、引受けが一筆単位であるとする、国家財政に相当の負担を与えるであろうということであり、

第二点は、蚕繭共済を桑葉共済に引直して行く点につきましては、桑葉農家に對する救済措置、あるいは養蚕技術の発達に伴つて遺蚕が減少してある事実との関連において検討するということであり、

第四、団体の保険収支の短期的均衡をはかるという点につきまして、この短期という言葉の概念は何を意味するかという点、特に安全割増による農家負担の増加との関係において、疑問があるというのであります。

第五、菜種、大豆等の任意共済についての再保険措置は、これを取入れるという方向で資料を取集し研究を進めるといふこと、また家畜保険について

は、試案で考えております点以外に長期共済あるいは中家畜の集団引受けを進んで検討するということであり、

第六、中央に再保険団体を設置する件については、その設置の意義が明らかでないということであり、

第七、事業と指導監督との関係を厳正、明確化ならしめる点については、分離の仕方について監督だけを分離することも考えられるということ、

第八は、建物共済の農協一元化問題に關しましては、風水害共済をとり上げた場合の財政措置その他に關連して慎重検討を要するということ、

第九は、組合の事業に對する種々の改善事項であります。まず当然加入の建前を継続するとしても、もつとこれを緩和する方法はないかどうかということ、

次に一筆単位の引受けを続けるという点については、現に実験中の農家單位引受けとの比較検討をもつと行いたいということ、

次に、現行の三割以下の損害を切りすてている点について今後どうするかということ、

以上の諸点をどう考えたらよいかという点について技術的にもはなはだ困難な問題を含んでおるといふことであり、

第十、料率上の調整措置に關しましては、料率の個別化をどの程度行い得るかという問題に關連して、無事もどし、あるいは備荒貯蓄制度の可能性を考究する必要があるということ、

第十一、損害評価について、統計調査機構をもつと高度に取入れるという点については、作物統計と共済側の評

価機構の双方について一層整備を要すること、

第十二、防災事業の一元化問題については、防除の計画と実施の責任の所在をどこに置くかを慎重に検討して決定しなければならぬということ、

次に債権債務の相殺の禁止については、共済金が確実に農家に渡るといふ趣旨で、公正な手段を考究してみたいということ、

以上、小倉農林経済局長の説明の要旨をくく大ざっぱにお伝え申し上げたのであります。お聞き及びの通り、小委員長の改正試案に對しましては、もろ／＼の要素を考慮に入れながら慎重に検討を続けたいという趣旨であり、

また、われ／＼の意見もこの改正試案は財政上の問題等ともからみ実際に法案を立案するにあつては、その基本的方向を大綱的に示す意味のものであり、

りまして、技術的に、あるいは計数的に個々の問題を処理するに際しての細目的部分については、ある程度弾力性あるものと考へておるのであります。この点、今後十分考慮して参りたいと思ふのであります。

なお参議院におきましては、衆議院同様、農業災害補償制度改正小委員会におきまして、本制度に關する改正案の成案に努力せられておられますこと、

は、御承知のごとくであります。私は去る二月二十一日、同小委員会の要求により試案に關して詳細説明いたしました、また質問に應じてわれ／＼の考え方について答弁をいたしておいたのであります。参議院におきまますその後の審議状況を伺いますに、小委員五

名より改正試案が個別に提示され、た

だいまそれらの各案について逐条的な検討を行い、意見の調整を行いつつある段階であることとあります。

以上申し上げた経過をたどり、わが小委員会としましては、慎重審議、調査に當つて参りましたが、いよいよ会期も切迫して参りましたので、この際小委員会としての結論を得たいと存じ、

去る四月二十一日小委員会を開き、本議案についてお諮り申し上げましたところ、改進黨吉川委員、社会党芳賀委員、及び社会党中澤委員より、それぞれ小委員長試案について賛成する旨が述べられ、また自由党小枝委員よりは、

第一項中の国家補償の限度に關する点、第三項第一号の中央再保険団体の設置に關する点、並びに第五項の建物等任意共済一元化に關する点について、同党足立委員より反対意見の申出がある旨を小委員長報告中において明らかにすべきことを条件として、爾余の七項目とともに賛成する旨を述べられたのであります。

かくして試案は小委員各位の満場一致の御賛同を得ることができましたので、ここにこれをわが小委員会の成案として、本委員会に對して御報告をいたすこととした次第であります。

右の小委員会案はお手元に配付いたさせましたので、ごらんを願ひたいのであります。以下、本案に關しまして、若干の註釈を加へつて説明申し上げます。

農業災害補償制度改正に關する件

まず前書といたしまして、農業災害補償制度に關しては、おおむね次の基本的構想のもとに改正を検討するものとするとうたつております。

私どもは以下の諸項目が、おおむね改正原案の土台となることを期し、かような表現をいたしておるのであります。

次に第一項は、農作物、桑葉の災害について、保険により対処する面と、補償により対処する面とを、保険数理的設計のもとに次のごとく分離するものとする。

(一) 団体はおおむね通常の被害に相当する部分を保険する。

(二) 通常の被害を越える災害については、国庫の負担において、政府の基金特別会計から団体を通じ、農作物の減収による実損額の七割までを補償することを目途として補償する。

前二号間の限界については、近年における災害の多発的傾向、不足額累増等の事情と関連し、団体の保険収支が短期的にも均衡を維持し得る合理的線を新たに計測して決定するものとし、

かつ兩者を通ずる災害補償制度全体の規模については、少くも現在の財政支出額を下まわらないということとを条件としてこれを確定するということとあります。

この点につきましては本委員会におきましてはしばしば議論の行われたところであり、また参議院の委員会におきましては、かような主張のあつたことを聞いておるのであります。また公聴会等におきまして、學者の方々の意見が発表されたのであります。国家補償の面と、保険の面とを明確に区分したらどうかというのであります。また保険的なものは全額として、むしろ国家の補償一本で行くべしというような極論もございまして、しかしわれ／＼としましては保険でやる部分と補償でやる部分と

を一応分離すれば、合理的な線が打出せるし、また、農家の要望にも沿えるのではないかと考へ方に基きまして、この条項を起したのであります。

しかし、ここで最も問題となりましてのは、「農作物の減収による実損額の七〇%までを補償する」という点でありました。農林省に要求して、計算いたされたところ、次のような数字が呈示されておるのであります。

すなわち農家負担額を不変とすれば、国庫負担額において、二十八年度水稻共済掛金総額五十八億円に對しまして、約二・八倍の二百三十一億円を要するといふのであります。しかしこの計算には、なお若干の問題点がありまして、これらの問題点は、この数字をさらに引上げざるを得ない要素とあり得るのではありません。すなわち引上げる要素は、減収率、安全割増部分にあるのであります。

引下げまする要素としては、本案の第六項の二号に關連して、共済金額の農家選別制をできるだけ、取入れますことによりまして、当然国庫の負担額は減少して参らざるを得ないのであります。

また現在では、三割以下の損害につきましては、これを補填しないこととなつておりますが、この計算におきましては、さ少の損害の発生に對しても、補填することを前提としております。

今日これを三割としておりますことについては、大した理論的根拠もないように思われますが、そのまゝ三割の線を維持するか、二割にするか、一割に引下げるか等につきましては、本条中に明記することを避けておるのであります。

ます。従ひまして、この問題は、よほど計数的な検討を経なければ、容易に明らかにすることは困難であると思ひますが、農業共済制度の抜本的な強化拡充案といひましては、この程度の財政的要求はむしろ当然ではないかと考へる次第であります。

また本案によりまして、おおむね通常の被害に相當する部分と、それ以上の被害の部分とを截然分離いたしまして、前者は団体の保険する領域とし、後者は国の補償する領域とするといひしておりますが、国庫の掛金の負担関係より見ました場合、団体の行う保険事業に對しまして、国は掛金を分担するかどうかといふ問題が出て参ると思ひますが、この点に關しましては、農家の掛金負担額を現状よりも増加せしめたいといふ趣旨よりいたしまして、われわれは、おおむね現在程度の国の負担はあるべきものと解しておるのであります。

なお蚕繭共済についてであります。が、われわれは、技術の進歩とともに次第に蚕の病害等も減少して参つていく状態等を考慮しまして、むしろこれを桑葉の共済に切りかえて行く方がよいのではないかとと思ひまして、さうな趣旨で表現しておるのであります。

最後にこの条項での最大の問題点と申しますか、重要な点は、現在では国が超過再保険をし、損害の実情に應じて、国は県ごとの超過損害額に對し財政支出をすることになつておりますが、保険と補償とに分離して参つた場合に国の予算上の制約等によりまして、国の補償義務の履行にゆるみが出て来るのではなからうかといふ危惧のあることでもあります。従ひまして、か

ような危惧を解消し得る立法上の慎重な研究がもちろん必要であらうと思ひれます。

それと同時に、現在通常の状態下において国が財政支出しておる額は、本案による改正の結果、下まわるようになることは万が一得ないことであるが、末尾において予防的のその旨をうたつておるのであります。

二、菜種、大豆等の農作物に對する任意共済については再保険措置を考慮するとともに、家畜については、畜産行政との協調に遺憾なきを期したる上、おおむね従来の方式を踏襲するものとす。

菜種、その他特殊農作物に對しましては、若干の地域で都道府県連合会限りの任意共済を行つておることは、御承知の通りであります。九州等の菜種共済が、過般の風水害により非常な痛手をこうむりましたことも、各位の御存じのごとくであります。この損害に對しまして、災害立法により利子補給等の措置を講じたのであります。法的には制度上の欠陥となつておりますことは明白であります。立法技術上相當の困難のありますことは想像できますが、特殊の地域におきまして菜種、大豆に限らず、農作物に對しまして、任意共済を行つた際には、再保険のできる措置を考慮することが必要ではないか、かように考へまして、その点を取上げておるわけでありまして、

家畜共済に關しましては、一応順調に推移しておるわけですが、なお獣医畜産行政との間に若干の問題が残されておるようでありまして、その点に關する注意を喚起いたすことにとどめまして、おおむね現方式を踏襲する

ことにいたしたのであります。

三、団体の事業機構等の改善は左に

(一)中央に全国を区域とする再保険団体を新設し、共済基金はこれに吸収する。

(二)都道府県段階以上における常勤の理事者は原則として業務に専従し得るよう内部機構を整備するとともに、各級団体の役職員の身分、責任等に公的的色彩を強化する。

(三)末端組合の事業区域は、必ずしも行政単位にかかわらず、経費の節約、事務能率の向上及び職員等の待遇改善、身分、安定等を目的とし、経営安定の見地から定める。

第三項は、団体の事業機構等の改善方法を述べております。

このうちの第一号につきましては、小委員会で議論のわかれたところでありまして、その趣旨は、大体三つの意味を含んでおると思ひます。

その一は、現在都道府県の共済連合会は、国の再保険特別会計との間に個別に超過再保険関係を結んでおるのであります。冒頭において述べましたように、この再保険特別会計を基金特別会計に切りかえますと同時に、県と国とのかような再保険関係はこれを廃し、中央再保険団体を新たに設置して、保険部分につきましては、団体内部で解決をつけて参らうといふのであります。

掲げておるのであります。

現在、御存じのごとく、町村に組合あり、郡に支部あり、県に連合会、しかして中央には、法的には何ら根拠のない全国共済協会という団体があり、また共済基金があり、農林省に特別会計が設けられておるというありさまであります。再保険機構はきわめて複雑な構成となつております。共済協会についても、諸種の問題が伏在するやに伺つておるのであります。これを法律上の公的的な団体とし、あわせて基金業務をも行わしめまして、その職責、活動分野を明確にしたいという気持を持つておるのであります。

しかし、中央再保険団体の性格、構成等につきましては、今後とも十分検討の余地を残しておるのであります。

二号の点は、県段階以上の常勤理事者は、原則として兼職を禁止し、また各級役員に公務員に準ずる性格を付与しまして、公正にかつ一意専心保険業務に従事せしめたいという意味から掲げております。

第三号の末端組合の事業区域の点に關しましては、組合の経営規模のみならず、地方公共団体の行政区域が狭小に過ぎ、非能率であつて、規模拡大の要のあることは、何人もこれを認める点であります。共済組合は現行法によれば、市町村の区域に設立されることとなつております關係上、百町歩余りの耕地しかない村にも、また北海道のように数千町歩の耕地面積を持つ村にも一組合という不合理が生ずるのであります。従つて弱小組合においては賦課金が増嵩し、農民負担が過重となり、事業に對して反感を抱くという結果となつておりますことは、公聴会等

において、指摘されておるのであります。最近における町村合併促進の動向ともあわせ考えまして、少くとも行政単位に拘泥することなく、適正規模を策定することによりまして、事務能率は向上し職員もおの／＼専門的立場に立つて指導を行い得るようになる長所があるかと考えます。そして組合の適正規模の上に、職員の特遇改善、身分安定等をはかつて参りたい、かように考える次第であります。

四、事業とこれに対する指導監督との関係を厳正かつ明確化するよう措置するものとする。

この点については、詳しくは申し述べませんが、特に、農林省の事業機構と指導監督機構とは、この際明確に分離し、特に監査業務については、独自の立場をもつて執行しなければ、農業災害補償制度の実施面における最近の忌まわしい風評を根絶することは困難であらうかと存するのであります。

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

五、共済農業協同組合連合会が行う共済事業と兼合する建物等の任意共済は、一定期間後、農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとす

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

現在、建物等の任意共済に関しましては、御存じのごとく、共済組合と農協とがおの／＼根拠法をもつて実施しておるのであります。そうなた次第については、いろいろ歴史的な理由もあることではあります。ともかく対象は一つ農民であり、いたずらなる競合を起しておることは、はなはだ遺憾とするところであります。従つて、この際、防災事業との関連において、防災は共済に一元化、建物等任意共済は農協に一元化という構想を立てた次第であり

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

五、共済農業協同組合連合会が行う共済事業と兼合する建物等の任意共済は、一定期間後、農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとす

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

現在、建物等の任意共済に関しましては、御存じのごとく、共済組合と農協とがおの／＼根拠法をもつて実施しておるのであります。そうなた次第については、いろいろ歴史的な理由もあることではあります。ともかく対象は一つ農民であり、いたずらなる競合を起しておることは、はなはだ遺憾とするところであります。従つて、この際、防災事業との関連において、防災は共済に一元化、建物等任意共済は農協に一元化という構想を立てた次第であり

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

五、共済農業協同組合連合会が行う共済事業と兼合する建物等の任意共済は、一定期間後、農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとす

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

現在、建物等の任意共済に関しましては、御存じのごとく、共済組合と農協とがおの／＼根拠法をもつて実施しておるのであります。そうなた次第については、いろいろ歴史的な理由もあることではあります。ともかく対象は一つ農民であり、いたずらなる競合を起しておることは、はなはだ遺憾とするところであります。従つて、この際、防災事業との関連において、防災は共済に一元化、建物等任意共済は農協に一元化という構想を立てた次第であり

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

五、共済農業協同組合連合会が行う共済事業と兼合する建物等の任意共済は、一定期間後、農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとす

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

現在、建物等の任意共済に関しましては、御存じのごとく、共済組合と農協とがおの／＼根拠法をもつて実施しておるのであります。そうなた次第については、いろいろ歴史的な理由もあることではあります。ともかく対象は一つ農民であり、いたずらなる競合を起しておることは、はなはだ遺憾とするところであります。従つて、この際、防災事業との関連において、防災は共済に一元化、建物等任意共済は農協に一元化という構想を立てた次第であり

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

五、共済農業協同組合連合会が行う共済事業と兼合する建物等の任意共済は、一定期間後、農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとす

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

現在、建物等の任意共済に関しましては、御存じのごとく、共済組合と農協とがおの／＼根拠法をもつて実施しておるのであります。そうなた次第については、いろいろ歴史的な理由もあることではあります。ともかく対象は一つ農民であり、いたずらなる競合を起しておることは、はなはだ遺憾とするところであります。従つて、この際、防災事業との関連において、防災は共済に一元化、建物等任意共済は農協に一元化という構想を立てた次第であり

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

五、共済農業協同組合連合会が行う共済事業と兼合する建物等の任意共済は、一定期間後、農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとす

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

現在、建物等の任意共済に関しましては、御存じのごとく、共済組合と農協とがおの／＼根拠法をもつて実施しておるのであります。そうなた次第については、いろいろ歴史的な理由もあることではあります。ともかく対象は一つ農民であり、いたずらなる競合を起しておることは、はなはだ遺憾とするところであります。従つて、この際、防災事業との関連において、防災は共済に一元化、建物等任意共済は農協に一元化という構想を立てた次第であり

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

五、共済農業協同組合連合会が行う共済事業と兼合する建物等の任意共済は、一定期間後、農協に一元化し、事業内容に法的基礎を与えるものとす

六、組合の事業面等については、少くも次の諸点を取り入れて改善をはかるものとする。

一筆ごとで、共済金額等は村一率となつております。この引受けについては、現在実験中の農家単位という説もあり、この点は農家の実情に即して、一応一筆単位として、俟建または石建といった所存であります。

次は三号の、農家の負担する掛金額は、一の(イ)に低減するといふことは、現在異常部分について、半額を農家負担いたしておりますものを、国庫の補償により全額負担とする構想でありますので、当然それだけ引下つて来るものと思つております。

また無事もしもを含め、危険の度合いに応じて利率の調整をはかるシステムを考へてみたいと考え、その旨を掲げておるのであります。

なほ制度を運用する面におきまして、低被害地と、高被害地の問題が常につきまとうわけであります。農林省におきまして、常習災害地の調査がまづたくできていない実情であります。これを促進する意味で三号後段をつけ加えております。

四号の、掛金の面におきましては、物納を認める等その容易化をはかりま

すとともに、掛金と保険金の相殺行為を予防しますために、町村委任等のことを考へたいのであります。

七、本制度による保険事業を補充するため、農業協同組合との連繋のもとに行う備荒貯蓄の制度を新設して、団体の事業に金融的要素を加味するものとする。これがため掛金率の算定等に

あたり特例を設け、かつ国庫助成等の

奨励措置を講ずる。

この点に關しましては、第六項の第二号に關して、若干の説明を申し上げ

ますと、第六項のごとく、共済金額を地方等級に応じまして、四つの階級を設け、さらにこの階級のそれぞれに

応じ、農家が選択し得るところの四段階程度の逓減された金額を對置いたし、もし農家が最低額の共済金額を選

びました場合には、その上位の共済金額との差額に相当する金額程度のものを、備荒貯蓄といたしまして農協に積

金するよう仕組を考へたいのであります。近年農家の備荒貯蓄的な觀念が著しくすたれておる事情とも関連いたしまして、この制度を奨励し、災害

対策の一環としまして、国よりの助成をも得せしめたいと存するのであります。

八、町村段階以上における損害評価の基礎として、農林統計調査機構の作業により、作物統計から作成する一定の幅を持つた減収率を使用できるよ

う、同機構を急速に整備するとともに、末端組合においては同調査との有機的関連を保持し得るよう、現行被保険者評価に伴う運営上の難点を改めるものとす。

公聴会において参考人の述べた制度上の最大難点は、損害評価の正確を期するためのきめ手がないということであり、またきわめて正確無比の評価であつても、郡、県、中央の段階で

おの／＼査定を受け、削減を受けるといふ点に關連して、初めから相当の水増しを行うという事実が否定しがたいと存じます。従いまして、この難点を解決しますために、町村段階から、農

林統計調査組織を利用して、いわゆる

第三者評価を行うことを規定しました。

この場合、村以上の評価の最終責任は統計調査にあり、農家についての責任は組合が持つものとしたと思ひます。しかし本件に伴つて、統計機構の整備のための経費を必要としますの

で、目下その作業を急がしておる状況であります。

九、防災事業は原則として団体をし

て実施せしめ、政府はこれにつき積極的な奨励措置を講ずるものとする。ただし薬剤、防除機具等に関する経済行為は農協の事業とする。

防災事業は、農協、共済組合、市町村、農業委員会というように実施主体が各個ばら／＼でありますので、これを共済に一元化する。ただし経済行為については、農協がもつばらこれに当

るという考へ方であり、この条項は、第五項の建物等の任意共済の一元化の問題とからんでありますことは、さきに述べたごとくであります。

十、連合会の不足金累積額は、この際全国を總合した整理計画を樹立実行せしめ、必要に応じて国はこれを援助するものとす。組合と組合員との間の債権債務の相殺関係等についても、この機会に徹底的に清算し得るよう措置するものとす。

連合会の不足金は、二十二年以降二

八年までを累計いたしまして、四十億円の巨額に達しておるのであります。本制度の改廃により、今後はできるだけかような赤字の発生を防止いたしま

すとともに、従来のものについては、その原因を調査いたしまして整理して参らねば、制度そのものが半身不隨に陥

るおそれを有するものであります。組合におきましても、掛金と共済金等を相殺するような便宜的な方法で運営して参りました事実は、隠すべくもないところでありまして、二十八年度の大災害により、組合員の組合に対する債務が大幅に減少しました機会に、この弊害を根絶するようにいたしたいのであります。

政府は、右の諸点を体系づけ、その細目を定めるため、農林省に農業災害補償制度審議会（仮称）を設置し、速急に関係法令の整備をはかるべく最善の方途を講ずるものとする。

最後のとがきとして、かように述べておるのであります。この改正案は、農業災害補償制度の今後のあるべき姿について、その骨格を示しておるにすぎませんので、体系づけを行い、細目を決定するには、今後容易ならぬ努力を要するものと信じてますが、そのために、すみやかに農林省に、審議機構の設置を行い、衆参両院の関係議員も参加し、また斯界の権威者、学者、経験者の参画を煩わし、原則の具体化、法令整備を進捗せしめたい所存であります。

以上をもちまして報告を終ることといたします。

○井出委員長 この際足立委員長より発言を求められておりますので、これを許します。足立篤郎君。

○足立委員長 ただいま足鹿小委員長から御報告になりました農業災害補償制度の改正に関する小委員会における案につきまして、この際お許しを得ましてごく簡単に私の意見を申し述べさせていただきます。小委員会が昨年来非常に熱心に議論

を続けられましたことにつきまして、深く敬意を表する次第でございます。何分この制度は広汎にわたり、しかも掘り下げれば掘り下げるほどむずかしい問題を多数含んでおります。ここに小委員長の御報告になりました案ができたのでございますが、いかんせんこの程度のものでは、全般にわたって根本的な改正を行うべき案といたしましては、不十分のそしりを免れないと考えるわけでございます。この案全般につきまして——部分々々についても相当な意見を持つておりますが、せつかく各派で一応のとりまとめをされたものでございまして、こまかい点につきましては一々私が意見を申し上げることは、この際控えてまして、私の見解を明らかにしたいのであります。と思つてございまして、それは小委員長、第五項の農業協同組合連合会の行方共済事業と競合する建物等の任意共済に関する問題でございまして、この問題につきましては、過日の参議院の農林委員会に提出されました団体側からの資料に基いて見まして、現在共済農業協同組合連合会が行つております建物共済の実態は、農業協同組合の建物について共済事業を行つております都道府県の連合会の数は三十七でございます。それに対して農家の建物共済を農業協同組合が持つてますものはひとり北海道だけでございまして、他にございましては目下計画中あるいは一部更進共済等を行つておる果もございまして、今申し上げた通り、実質的に全般的に農家の建物共済

を農業協同組合が行つておるのはひとり北海道にすぎないのでございます。それに反して共済組合連合会が行つております建物共済の実情は、農家の建物につきましては、北海道を除きまして全府県行つておるのでございます。農業協同組合の建物につきましては、秋田、茨城、長野、大阪、福岡の五府県を除きましては他は全部取扱つておるのでございます。ただいま申し上げた五府県は、おおむね農業協同組合側との話し合いによりまして、たとえば長野県のごときは典型的な県でございまして、農業協同組合の建物にございまして、農業協同組合側で取扱う、農家の建物については共済組合連合会がこれを取扱うという協定に基いて、円満に業務の分野をわけて、何らそこに競争することなく、きわめて円滑に仕事が行われておるといふふう聞いておるのであります。残余の県につきましては、農業協同組合の建物については、たゞいま小委員長の報告がありました通り、両団体が競争をする形になつておるところも相当あるのでございます。中にはまったく共済組合連合会が一手に行ひまして、ほとんど農業協同組合自体としては取扱つていないという果も相当数に上つておるのでございます。かような実態でございまして、この実態に基いて判断をいたします場合には、たゞいま小委員長の報告にありました通り、これをすべて農協に一元化するということが、かりに観念的な理論がここに成り立つたといつたとしても、実態論から、具体的にこの仕事を円滑に遂行するという立場から考えますと、この議論は成り立たないと私は確信いたします。のみならず昨年のあ

の台風の大災害を受けまして、この建物共済は、いまだ過渡期にあるこの試験の時代に、非常な打撃を受けまして、たとえば和歌山県を初め北九州各県におきましても、任意事業である政府補償のないこの事業が大きな赤字を出しまして、支払い資金に困り、政府に融資を依頼いたしました。一部貸付を受け、どうやら乗り切つて参つておるのでございますが、この事業は非常に大きな危機に際をいたしておるのでございます。かようないきさつ等もここにございまして、今ただちにここにこういう方針が確立されたからといって、この事業をあげて農業協同組合に移すということは、事実問題として不可能なことに属すると私は信ずるのでございます。

さらに掘り下げて考えますと、私どもの理想は、農家の建物に対する共済事業も、近き将来においては政府の補償の手が差伸べられなければならないという強い信念と理想に燃えておるのでございまして、この国家補償の手段なくしては、ほんとうにこの制度が安定をし、農家が安心をして低率な掛金で、しかも災害があつた場合には——火災といひ、風水害といひ、あるいはさらに地震までこれに取入れまして、農家の経営を安定させるといふその理想は達せられないと私は考えるわけでございまして、そういう点から判断いたしますと、これを軽々に農業協同組合に移してしまふということは、将来の方策から考えていかでかであるうかという疑問を持つてございまして、それはどういふわけかと申し上げますと、この共済組合の行つております他の国家補償の手が差伸べられてその制度が確立されております。ひとり任意共済である建物共済だけが、いまだ国家補償の制度が設けられないという状態にあるのでございまして、この国家補償の制度を設けることこそ、この制度を確立し安定せしめる先決要件であつて、この際組織をいじるとかあるいは農協に移すとかいふことが根本問題ではないかと私は考えるわけでございます。国家補償の制度をもうけるとかりに考えました場合に、いかなる方策で行くのが最も適當かということになりますと、今私が申し上げた通り、他の事業についてすべて国家補償の制度が設けられておる共済組合の事業の一環として、この建物共済を行うのが最も近道ではないかという方法論も当然に割出されて来るのでございます。かように現在の実情並びに将来の方向等いろいろ勘案いたしました、結論として生み出されて来る問題は、少くとも農家の建物共済事業については断じて他に移すべきものではなくて、現在の共済制度の一環として共済組合が取扱つて行くのが最も理想であると私は確信をいたすのでございます。農業協同組合の建物につきましては現実に競合いたしております。また足鹿小委員長の報告にもありました通り、いたずらに農業協同組合が同じ仕事で相抗争することは避けなければならないということも考えますので、漸次合理的に農協が自主的にこれを行つて行くのだという線でご話しが調整されるならば、これは一元化なさるのもけつこうだらうと私は考えておるのでございまして、かような観点からいたしまして、たゞいま小委員長が御報告になりました

た小委員会案、この結論は私が申し上

げた建物共済に関する限りにおきま

しては、にわかにこれを確定した方針

なりとして進むことは非常な危険もある

し、かえつて農家のためにもならない

不安定なものになりはしないかという

大きな危険の念を持つております。な

お掛金率の問題等を考えます場合に

よう決定いたします。

○井出委員長 次に足鹿君より商品

取引所法の一部を改正する法律案に関

し、通商産業委員会に対し意見申入れ

の件について発言を求められておりま

す。これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 通日本委員会におきまし

て、通産委員会に連合審査を申し入れ

の砂糖の異常騰貴に際して、拱手

傍観したため、過当投機が行は

れたのであつたが、将来外貨事情

の推移についても、不安なしとし

ない現在、砂糖等輸入依存度の高

い商品については、外貨事情の推

移に即応し、第一二四条（定款、

業務規程等の変更命令）、第一二

た臨時疎安需給安定法案に対する小委

員会の経過を御報告申し上げます。こ

の法案は、実にわが国の農政にとつて

は重大な問題でございますので、従来

継続審議と相なつておりましたもの

を、委員会においては、昨年十二月十

日小委員会に付託せられることに相な

りまして、次いで十二月小委員が選任

などところまでは参つておりませんけれ

ども、大体において主要な問題となり

ましたことは、本案において規制いた

しますところの肥料は一体どういふ点

で限定すべきであるかという点でござ

います。最初疎安等を目的としたて

おつて、いわゆる硫酸アンモニア、及

びアンモニア系窒素肥料の二つを大体

審議にかけることが農民のために利益でないということ、それから会期が切迫したて来たということ、それらの簡素を考へまして、特にかような処置をとることにいたしましたわけでありま

す。各党一致の成案を得ることができなかつたことは非常に申訳ないと存じておりますが、但し大体はもはや進むのではなからうかという見通しをつけましたので報告をいたすわけでありま

す。
○井出委員長 次にはたまた金子與重郎君より本案に対する修正案が提出されております。その内容は各位のお手元に配付いたしました通りであります。この際修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。金子與重郎君。

臨時硫安需給安定法案に対する修正案

臨時硫安需給安定法案の一部を次のように修正する。
題名を次のように改める。

臨時肥料需給安定法

第一条中「硫安」を「肥料」に改める。
第二条第一項を次のように改める。

この法律において「肥料」とは、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他の重要肥料をいう。

第三条見出し及び第一項中「硫安」を「肥料」に、「硫安審議会」を「肥料審議会」に改め、「毎肥料年度の開始前に」の下に「政令の定めるところにより、」を、同条第二項第二号中「生産見込数量」の下に「又は輸入見込数量」を、同項第

六号中「生産業者」の下に「又は輸入業者」を加え、同条第四項中「硫安」を「肥料」に改める。
第四条第一項中「硫安」を「肥料」に、「硫安審議会」を「肥料審議会」に改める。

第五条見出し及び第一項中「硫安」を「肥料」に改め、「生産業者」の下に「又は輸入業者」を、「生産し」の下に「又は輸入し」を、同条第二項中「保管団体の指定は、」の下に「農業者を直接又は間接に構成員とする団体につき、」を加え、同条第三項中「硫安」を「肥料」に、同条第四項中「硫安」を「肥料」に、「数量になるように、」を「数量をこえない限度において、」に改め、同条を第六条とし、以下第八条まで一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(生産業者に対する生産の指示)
第五条 通商産業大臣は、肥料の需給の適正化を図るため必要があると認めるときは、肥料審議会の意見を聞いて、第三条第一項の需給計画に基づき、肥料の生産業者に対し、肥料の種類、数量及び品質を定めてその生産を指示することができる。

新第七條第一項及び第二項中「硫安」を「肥料」に、同条第三項中「硫安審議会」を「肥料審議会」に改め、同項に次の但書を加える。
但し、災害その他緊急の場合には、この限りでない。

同条に次の一項を加える。
4 前項但書の場合には、農林大臣は、遅滞なく、肥料審議会にその旨を報告しなければならない。

新第八條中「第五條」を「第六條」に、「硫安」を「肥料」に改める。
第九條第一項中「硫安」を「肥料」に、「硫安審議会」を「肥料審議会」に改め、同条を第十一條とし、以下二條ずつ繰り下げ、新九條の次に次の一條を加える。
(資金の融通)

第十條 政府は、必要があると認めるときは、保管団体に対し、第六條第三項の規定による肥料の買取及び第七條第一項の規定による肥料の保管をするため必要な資金について、その融通のあつた旋その他適切な措置を講ずるものとする。

新第十二條第一項中「硫安」を「硫安アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系窒素肥料」に改める。
新第十三條の見出しを「販売価格の最高額」に、同条第一項中「硫安」を「肥料」に、「硫安審議会」を「肥料審議会」に改め、「生産業者」の下に「又は輸入業者」を、同条第二項中「生産費」の下に「又は輸入価格」を、「農産物価格」の下に「肥料の国際価格」を加える。

新第十四條第一項中「硫安」を「肥料」に改め、「生産業者」の下に「又は輸入業者」を加え、同条第二項中「硫安」を「肥料」に改め、「生産業者」の下に「若しくは輸入業者」を加える。
新第十五條第一項中「硫安」を「肥料」に改め、「生産費」の下に「輸入価格」を、「生産業者」の下に「輸入業者」を加え、同条第二項

中「硫安」を「肥料」に改め、「生産費」の下に「又は輸入価格」を、「生産業者」の下に「又は輸入業者」を加える。
新第十六條見出し及び第一項中「硫安審議会」を「肥料審議会」に同条第二項及び第三項中「硫安」を「肥料」に改め、「価格の安定」の下に「並びに日本硫安輸出株式会社に対し通商産業大臣がする処分その他の行為」を加える。

新第十七條第一項中「九人」を「十五人」に、同条第二項中「硫安」を「肥料」に、同項第一号中「二人」を「三人」に、同項第二号中「三人」を「二人」に、同項第三号中「二人」を「三人」に、同項第四号中「二人」を「七人」に改める。
新第十八條中「第十二條」を「第十四條」に改める。

新第十九條第一号中「第六條」を「第七條」に、同条第二号及び第三号中「第十三條」を「第十五條」に改める。
附則第二項中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に、「硫安」を「肥料」に、「第七條」を「第八條」に、「第八條」を「第九條」に改める。
附則第三項中「昭和二十八年」を「昭和二十八肥料年度」に改める。
附則第四項中「第七條」を「第八條」に改める。

附則第五項中「臨時硫安需給安定法(昭和二十八年法律第 号)」に基き硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料の生産業者の販売価格の決定及び生産費を「臨時肥料需給安定法(昭和二十九年法律第 号)」に基き硫酸アンモニアその

他重要肥料の生産業者及び輸入業者の販売価格の決定並びに生産費及び輸入価格」に改める。
附則第六項中「硫安審議会」を「肥料審議会」に、「硫安アンモニアその他アンモニア系窒素肥料」を「硫酸アンモニアその他重要肥料」に改める。

○金子委員 たいだ肥料小委員会の小委員長から経過が説明されたのでありますが、長い間の審議の結果、この際その大体的線の最大公約数をとりまとめたような意味におきます修正案を提出いたしました次第であります。その案文はお手元に配付した通りであります。簡単にこの際その修正の要旨を御説明申し上げたいと存ずる次第であります。

まず第一に、臨時硫安需給安定法が提出されて以来、相当長い期間審議に時間をとつておりますので、当時は硫安が輸出価格と国内価格との間に大きな開きがある、すなわち出血輸出の犠牲を内地農民にかぶせるということが主たる硫安価格問題であつたのであります。その後経済情勢の変化等におきましてまた今後を予測いたしましたときにおきましても、肥料工業というものがかつた手放しの形で、自由資本主義の形において企業化されております関係上、また一面には為替関係等を考えたときに、輸入にまつておりますところの肥料あるいは硫酸肥料におきましても、今後価格の面において、生産面において、いろいろの思いはかられない事態が来るやもしれない。そういうことから言うならば、ま

ずこの際この法の適用対象というものの

を、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他の重要肥料という見解にとり、従つて法律の題名も重要肥料という形にし、同時に審議会も肥料全体を含めての審議会に改める、これがこの法案の修正の大きな点であります。

それから次に硫酸肥料の合理化をするために、今後政府は相当多額の資金を貸し付けするという計画であります。しかしながら肥料製造会社も営利会社でありますから、国家から営利工業の合理化のために、相当多額の有利な条件におきまして資金を仰ぎましても、その経営のためには有利な肥料あるいは商品に製造を転換して行くというところであるならば、安い実質的に低廉であるところの農民の要求するところの肥料が生産されなければ、その目的を達成されないから、それに対しては審議会の意見を聞いて、通産大臣はそれに対して肥料の種類あるいは数量、品質というものを指示することができるといふことを新しく加えたのであります。

その次に保管団体の指定についてであります。この保管団体の指定はややもすると理由をつけて保管団体に対して競争をするというようなことが出て、不明朗な形をとることをおそれまして、肥料そのものが配給のための商品ではもちろんございませんで、農民自体が消費するための一つの商品でありますからして、当然その保管団体というものは、消費者であるところの農業者を直接または間接に構成員とする団体に限るということを新しく加えたのであります。

次には、農林大臣が保管団体に対して肥料の買取りをするということがこの法律にあるのであります。この買取りは政府の説明によりますと、年間需要の約一割というのであります。が、この一割は調整保留分として計画の上には立てるのであります。が、実際そのときとにあらましても、不必要なものを、一割という計画を立てたがゆえに、必ず買わなければならないというところは、金利その他におきまして不経済であり、不必要な問題がありますので、その一割の範囲内において必要な買入れ数量を指示することができるといふことに改めたのであります。

七番目には肥料の販売価格の最高を定めるときにのしんじやくする事項があらありますが、そのしんじやく事項の中へ肥料の国際価格という問題も、そのしんじやく要綱に入れるということでありま

す。その次に、肥料審議会は日本硫酸輸出株式会社の業務に関する重要事項について調査、審議することができ得るということでありま。御承知のよう

に、日本硫酸輸出株式会社は商法によりま。その性格上、ほとんどの価格調整のための一つの国策会社的な性格も一面持つておるのであります。そして、そういう点から行くなれば、その審議会はその会社の運営内容等につきましても、必要のある調査なり審議をすることができるといふことが正しと存じま

して、この一項を加えたのであります。最後に、ただいま肥料小委員長からも御報告があら。しかしその構成をどうするかという問題につきましては、非常に議論の多かつたところでありま。が、この修正案によりまると、硫酸という立場からこれを肥料全体に入れたい。そうして今後その推移によつて、あるいは次の機会に修正されるようなことが、肥料事情というものがかわつて参ります。当然そういうことも予測されるのであります。が、この際出たといふたしましては、国会議員といふものはこの代表者の中へ必ず議員の資格として入るというところを、ここに法の上に書き現わしておきま。学識経験者としてならば入り得る。すなわち米価審

議会のようにな形におきまして、その員数をふやしまして、そうして定員九人であつたものを十五人以上という形に改めまして、そうしてただいま申し上げた学識経験者という形のものを七人以上といふふうを増員し、この中で調整して行きたいと存するのであります。

最後に、この法律の有効期間を一年延長いたしまして、昭和三十四年七月三十一日までとする。これは法律の審議がずれて参りましたので、当然この点を追加した次第であります。どうぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○井出委員長 ただいまの修正案に対する質疑はこれを延期し、暫時休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時三十六分開議

○井出委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○若賀委員 私は昨日農林大臣に対して概論的な質疑を行つたわけであります。が、本日は法案の内容に対していささか疑点をただしたいと考えるわけであります。

まず第一にこの酪農振興法案と、有畜農家創設特別措置法との関係であります。が、有畜農家創設の特別措置法に規定されておるわけであります。と、農林大臣の定める有畜農家創設基準に従ひ都道府県が定めた有畜農家創設計画に基づき、農業協同組合その他

農業者の組織する政令で定める団体云々といふことを規定しておるわけであります。が、この二つの法律を対照して考える場合において、最も基礎をなすものはこの有畜農家創設ということ、はいわゆる無畜農家の解消がまず第一義的に取上げられて行かなければならぬと考えるわけであります。この点に對しましては、先日農林大臣に質問をしたわけであります。が、具体的な説明に非常に欠けた点がありますので、さらに畜産局長からこの点に對して具体的な所見をお伺いしたいのであります。

○大坪政府委員 ただいま有畜農家創設特別措置法と今回御提出いたしました酪農振興法案との関連につきまして御発言があつたのであります。が、御承知のよう、わが国の農家を安定せしめ、かつ農業生産力を発展せしめるためには、無畜農家の解消が最も重要な事業であるのであります。その意味合いにおきまして、先国会において有畜農家創設特別措置法の御審議を煩わし、その成立を見たのであります。今回は酪農振興法案を御提出いたしましたのであります。が、元来酪農振興と申しますものはほんとうのねらいは、先日も申し上げました通り、乳牛の飼育密度を濃化いたしました。各農家の経済安定に資しますのはもちろんのこととして、できるだけコストを引下げたい、こういうような觀念に立つておるのであります。従ひまして、この二つの法律は一応形式的には関連がないといふような御意見もあるいはあるかと思ひますが、実は酪農振興法のねらつておられます。で、できるだ無畜農家に優先させたい、かように考へて

きただけ多く指定して参りたい、かように考えておるのでございます。ただ予算の關係上、あるいは乳牛の自然的な増加趨勢、こういうような關係があるりますので、全面的に一時に指定するということとははなはだ困難ではないか、と申しますのは、一応指定いたしましても、何らそこに補助金的な措置もできないか、あるいは乳牛の自然的な増加趨勢にマッチしないような指定をいたしますと、そこに乳牛の取合いが起る、あるいは非常に高価な乳牛が導入せられるというような事情にも相なりますので、その点につきましては、できるだけ乳牛の實際に沿うようなやり方で指定して参りたい。せっかく指定いたしましても、数年間はつたらかすというようになりなす、と、せっかく熱が上りました当該地方の農民に、かえつて非常な迷惑をかけるということになりますので、その辺の取捨選択と申しますか、緩急の順序が非常に問題じゃないか、かように考えておるのであります。しかしながらそういうような事情が許します限りにおきましてはできるだけ多く指定いたしまして御希望に沿いたい、かように考えておる次第であります。

○芳賀委員 地区指定という問題は、地方としては非常に重要関心を寄せているわけでありすが、ただいま局長の話によると、予算との關係があるもので、そういうものに制約を受けるというところでありすが、今、今の政府の予算の編成との關係あるいは農業政策等の方向を見ても、予算がこうだからということだけでその制約を受けるといふことになる、結局積極的な略農振興計画というものの発展性を認

めることができないと考えるわけですが、だからしてこの法律の持つところの精神というものは、政令等によるこの基準に適合した場合においては、集約地区としての資格条件が具備された場合においては、当然指定を受けるべきであるというふうな考えのわけでありすが、そういうような積極的な意図を持つた含みということは全然ないのであります。

○大坪政府委員 本法のねらいとしておりますのは、そういうような条件にかなつたところに略農振興計画を樹立いたさせまして、そうして略農振興をはかつて行くという趣旨でありますので、できるだけそういうような適格条件のところにつきましては全部指定をいたしまして、その要望にこたえたいと考えておるのであります。ただ一つの条件といたしまして、乳牛の自然増加率というところが問題になるのであります、この点のやり方を誤りますと、そこに非常に大きな問題が起きて来る。と申しますのは、乳牛の取合いと申しますか、非常に高価なものになるわけ、またそれを勧誘いたしまして、指定いたしましてところに對しまして薄く補助をするというやうなことになるやうな、せっかくの熱意がそこにさめて来るというやうな問題があるのではありません。その辺のやり方が非常に問題じゃなからうか、かように考えておるわけでありすが、しかしながら私どももいたしましては、できるだけ予算を用意し、かつ取引につきましてできるだけ計画的な導入をやりました、それらの点の問題のないうにいたしたいと考えておるわけでありすが、

○芳賀委員 ただいまのお話によりまして、条件を具体的に具備しておる地域に對しては積極的に指定を行う。もちろん整々にあらゆる地区を指定することは危険が伴います、将来における乳牛の増加の趨勢等も大体把握されることが必要であると考へますが、あまりにこれが消極的になつた場合においては、たとえば今年度は三十地区とか四十地区とか指定を受ける、次の年もそのくらの指定が行われるというやうに、この指定が長期にわたる場合においては、乳牛のたらいまわしの現象が生じないとは必ずしも限らぬのであります。一度指定を受けた地域は、この指定は取消することもできるわけでありすが、そういうことは實際問題としては非常にできがたいと思ふのであります。でありますからして、十分将来性を検討して、この地域においては、諸般の農業の条件の中において是有畜農業が必要である、それによつて伸びるんだという確証がついた場合においては地域の指定を行つて、そうして客観的な条件あるいは附带的条件が現地の熱意の中から醸成されることを懸念するというやうなことも、政治の面においては非常に必要でないかと考へるわけでありすが、でありますから、ただ単に補助等の關係だけを重点的に考へて、この指定が消極的になるということは、むしろ弊害あるいは危険が伴うのではないかと、うふうに私は危惧するわけでありすが、その点に對する局長の明快なる御答弁を承りたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま、盛り上つた農民の力と申しますか、期待に沿うように指定をせよという御意見と思ひますが、まことにその通りと思うのであります。特に相手が動物でありますので、これにはまづたく農民の非常な努力と申しますか、愛育精神と申しますか、そういうような要件が備わらなければ、すなわち一時的な考へ方では永遠の略農振興は望めないものであります。従つてほんとうに盛り上つた当該地域の個々の農家が、全部そういうやうな氣持になつていたしまして、初めてほんとうの集約略農地域としての最終の効果を上げ得る、かように考へるのであります。従いましてそういうやうな地域をまず優先させて行きまして、そういうやうな地域には必ずしも期待に應ずるやうに私どももいたしましても措置をいたしたい、かように考へておるわけでありすが、

○芳賀委員 さらに地域指定の具体的な問題と関連するわけでありすが、ジャージーの導入計画はことしは一千八百十一頭というやうに記憶しておりますが、それは二十九年度の計画でありすが、たとえば三十三年度、三十一年度というやうな三箇年、五箇年等の計画というものは当然策定されるべきであると思ひますが、外国牛の買付による貸付の計画、さらに残余の地区はほとんどホルスタイン地区というやうなことでこれは充実に行くことになると思ひますが、この面は多分に有畜農家創設資金等によつてこれを推進するということになるわけでありすが、この外牛の導入によるこの地域の拡大、それからホルスタイン地区等に対する融資による充実、そういうものは、たとえば三十三年度から三十九年度にかけては、どの程度にこれを充てて行くというやうな計画である

か、その点が明確になつておればお聞かせ願ひたいと思ひます。もう一つは、ジャージー地区の四地区はすでに決定されておるわけでありすが、残余の地区に對しましては、先日の局長の御答弁によりまして、全国的な希望は大体百三十地区あるというやうなお話でありましたが、畜産当局としては、二十九年度において具体的な何地区くらいをおおよそ考へておられるか、その点がこの席で御表明できるとすれば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○大坪政府委員 地区指定の具体的な問題であります、本法によりまして指定いたします場合に、ジャージーを主として導入いたします地域と、ホルスタインによる導入地域と大体二つにわけられると思つておるのであります。もちろん当該地域につきまして全然ほかの種類のことではないのであります、政府としての施策の中心は、一応二つにわけて考へたいと思ふのであります。ジャージー種につきましては、ただいまの御意見の通り、二十八年度で二箇所、二十九年度で四箇所、合計六箇所を指定しておるのであります。これは二年計画をもちまして一年間に三百頭ずつ導入するというやうになつておりまして、昨年指定いたしました八ヶ嶽山麓の山梨、長野地区と岩手山麓の地区につきましては、昨年の残りの分をいたしまして、合計六百頭を二十九年度内に導入し終りたいと考えておるのであります。新しく指定いたしました地区につきましては、三百頭ずつ二十九年度に導入いたしまして、三十年度になりまして残りの三百

頭を導入したい、かように考えておるのであります。三十年代以降の計画につきましては、ジャージー種につきましては現在のところ具体的な計画は持つておりません。と申しますのは、予算とも直接関係がありますし、特に外貨との問題があるのであります。これを今どうするということのような具体的な計画を立てることがきわめて困難であるのであります。ただ私どもの希望としては、二十九年に四箇地区指定いたしました分の残りの分は、当然三十年代予算に計上しなければならぬという理論的な結論になつて参ると思うのであります。つまり二箇年計画で三百頭ずつ二年間やる、こういうことになつておりますので、二十九年は初年度に三百頭でありまして、三十年代に残り三百頭を計上しなければなりませんから、三十年代につきましては、四地区につきましては三百頭導入することになると思ひますが、新しい地区につきましてはどういうふうにするか、現在のところ具体的な計画を持つていないのであります。私どもの希望としては、相当地区新しく指定して参りたい、かように考えておるのであります。はつきりとした具体的な、何箇年計画で最終目標としてどのくらいの地区をジャージー地区として指定するかということになると思ひますが、一応私どもの内部の計画としては、大体二十箇所くらいはジャージー地区として指定したかどうかというふうに一応考えておるのであります。もちろん現在のところ、しかばどの地区にどういふような具体的な計画はありせん。

現在六地区指定いたしておりますので、二十箇地区といたしますと、あと十四箇地区が新規計画ということになります。これにつきましては、どの県のどの地方についてどうするかという具体的な計画ではありませんが、私どもの一応の希望としては、三十年代以降に新しく十四箇地区くらいを指定したい、かように考えておるわけでありまして、ホルスタイン地区につきましては、現在各県からお申出があつておられます。現在のところ百二十地区を相当上まわつております。もちろんこの中にはジャージー地区に適した地区と思われる地区も含まれておられます。その割振りをどうするかという点については、具体的な計画はありませんが、県からのお申出につきましては百二十箇所を越しておるわけでありまして、全部が全部適格条件に該当するかどうかというところは今後検討を要する問題と思ひますが、大部分のものは適格条件としての資格を持つておるんじゃないか、かように一応考えておるのであります。これにつきましては、できるだけ現地の事情を調査いたしまして御期待に沿いたい、かように考えておるわけでありまして、

うな問題であります。これは実は初年度でありまして、しかも現在おられます予算の面と同時に有畜農家創設資金といたしまして私どもが一応考へております資金のわく、両方の面を考へまして、少くとも初年度に指定をいたすのであります。農民の期待に反するようなことでは非常な農民に迷惑をかけることになりまして、で、そこいらの事情を勘案して指定地区の数を決定したい、かように考へておるのであります。できるだけ私どもも努力いたしまして、御期待に沿うようにしたいと思つております。現在のところ、はつきり何箇所くらい考へておるかという点につきましては、まだまとまつた考へ方を持つていない次第であります。

○若賀委員 具体的な数字の発表は困難のようでありまして、ただ現在希望のある地区が百二十箇所くらいあるといたしますと、これはおよそ二箇年ないし三箇年くらいにおいて少くとも指定が完了されるというふうにも考えられますが、それは年次の見て何箇年くらいに一応指定を終る考へであるか、こういう地区指定の問題は、現在の申込み以上にそう急激に増加するようなことはなか／＼ないと思ひますが、計画として二箇年あるいは三箇年、そのいずれの計画によつて指定を行うか、その程度のことには御答弁が可能であらうと思ひます。

○大坪政府委員 集約酪農地区としての適格条件につきましては、どの辺が適格であるかということについては、その地方の事情を概括的にながめてみます場合に、おおむね見当はつくのであります。現在百箇所以上出ておりますので、これは審査するにいたしました。長い時間はいかからないと思つてあります。同時にまた、今後も相当出て参ると思ひますが、そうだら／＼と長く出て来るということも考えられませんが、少くとも二年くらいの間には、一応総体の数についての締めくくりはつくのではなからうか、かように考へておるのであります。

○若賀委員 次に第二節の集約酪農地区における草地の利用の問題であります。ここでも言われておる草地といふものは、たとえば農地法に基づく草地といふものは農地でありまして、こういう点との関連はどのように解釈をし、区分されておるのか。さらにまた、家畜の飼料に必要とする土地面積といふものは、内地府県等においては相当制約を受けておるのであります。が、そういう場合においては、たとえば国有林等の場合も採草適地のようない場所には非常に多いわけでありまして、たとえば国有林野法等によつても、現地の住民がそれを高度に利用する道も開けております。そうした広い意味における草地の利用というように、これは、どの程度に境界を広げて、これを一つの草地改良計画の中に入れて進めて行くか。そういう点に対する具体的な見解をお聞きしたいと思ひます。

○大坪政府委員 草地の定義の問題であります。第九条に「集約酪農地域の区域内にある草地」といたしまして、括弧をいたしまして、「農地以外の土地で主として養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう」というふうな定義をいたしておるのであります。従いまして、農地でありますれば別問題であります。これは審査するにいたしました。長い時間はいかからないと思つてあります。同時にまた、今後も相当出て参ると思ひますが、そうだら／＼と長く出て来るということも考えられませんが、少くとも二年くらいの間には、一応総体の数についての締めくくりはつくのではなからうか、かように考へておるのであります。

○若賀委員 地区指定を受けた場合に、中農以上の農家は保有面積等も相当あります。採草地等も具備されておるわけでありまして、零細農家が有畜農家になつて、その地区内における乳牛の飼育を行うという場合においては、採草地等を求める場合にはなかなか困難が生じて来るわけでありまして、しかも今の局長の御説明によると、それは一つの協同体的な草地の利用というところまでは発展しておらないというふうな考へ方でありまして、そういう共同の利用という性質があると思ひますが、問題は別でありまして、けれども、そういうことでなくて、どの場所においてもそういうような草地とみなされるものがあれば、それを一つの適用にして行くというだけの抽象的な考へ方にも聞えるわけでありまして、

その地域内における酪農家の機会均等的な草地の利用は、どういふふうにかつておるかという点であります。この点に關連して御答弁がございまして、したけれども、国有林野等の地域内において、こゝろ草地としての資格条件を持つておるような箇所がある場合においては、それを高度に利用することとは非常に重要な点であるとも考えます。それらの点に対しては、どのような配慮を行つておるかという点であります。

○大坪政府委員 草地の利用形態であります。これは地方によりまして所有の關係あるいは利用の關係あるいは入会の關係等、いろいろ複雑にわかれておるようによつて考えられます。特に草地につきましては、いわゆる牧野を中心としたものであります。従つて都道府県あるいは市町村の持つておる管理牧野等につきましては、所有者と利用者が完全に分離しておるという形態がきつて多いわけでありまして、この計画においても、草地については、そういうふうな集約的に利用されるという形態が非常に多い。従つてそれがまた草地の開発と申しますか、高度的な利用に欠ける原因にも相なりつておるかと思つております。つまり共同的に利用される關係で、その開発がなかつておるように行かない、こういう事情もあるかと思つております。従つて本法案におきましては、その草地について特例を設けて、市町村が主となつてその草地の利用をはかつて行く。利用の關係につきましては、もちろん個々の農家が利用するのでありますが、これらの面について市

町村が具体的な計画を立てまして、総合的に当該地方の草地の高度化をはかりまして、個々の農家に利用形態を具體的にきめまして、それによつて当該地方の酪農に貢獻し得るような草地の改良をはかつて行く。この計画の樹立と実行が本法の一つの大きなねらいをなしておる、かように御了承願ひたいと思つております。

○芳賀委員 草地の利用は具体的に酪農を推進して行くためには不可欠の要件になるわけでありまして。先ほどお伺ひした国有林野等の利用というふうな点に対してはあまり触れておらぬやうであります。そういう点はどういふふうな有効適切にこれを活用するお考えですか。

○大坪政府委員 国有林につきましても、本法との關係でございまして、これはただ単に本法ばかりでなしに、国有林の中におきまして、国有林として森林を開闢するよりも、あるいは経済的にあるいは国土保全というふうな面から見て、牧野あるいは採草地として利用した方がより効果があるやうなところについては、国全体の土地の合理的な利用という面からいたしまして、当然牧野として開放していただくのが適当じやないかと思つております。この点につきましても、当該地方におきましては、国有林の事情あるいは当該地方における農業生産の状況あるいは畜産の事情を十分に勘案いたしまして、牧野としてあるいは草地として開放してもらつた方が、当該地方の農民のためにもなり、あるいは畜産の振興のためにもなるやうな場合におきましては、その關係方面に強く要望いたしまして、ぜひ開放していただくやうな措置をとつて参りたい、かように存じておるわけでありまして。

○芳賀委員 国有林の關係は国有林を開放するという考えもありまして、国有林野法等によつてそれを利用するやうな道もあると思つております。それらの点は具体的に都道府県等の計画の中に挿入せらるべきものとお考えのわけでありまして。

その次に第三節の集約酪農地域における集約事業及び乳業等の事業であります。この法律によりまして、酪農事業等の施設を行う場合においては、必ず都道府県の承認を受けるというところが必要條件になつて来るわけでありまして。この承認制の問題のねらいというものを十分承つておきたいと思つております。が、やもするとこの承認制というのは、指定地域内における既存の乳業施設等を優先的に保護するというやうな考え方が非常に強いやうに見受けられるわけでありまして。そういうことになりまして、既成事実だけを優先的に認めて、今後あるいは有畜農家創設あるいは酪農振興等によつて、生産者のみずからの意思によつてかかる乳業施設等を行うおとす場合においては、むしろそれを抑制するやうなならぬも出て来ないとは限らぬわけでありまして、このやうなことは非常に避けなければならぬことであると思つております。そういうやうな問題に対しては、この法のねらいというものはどこにあるかという点を、十分御説明願ひたいと思つております。

○大坪政府委員 ただいま御指摘の点はきつめて重要なことであります。が、また実際問題として非常にむずかしい問題であるのであります。私どものね

らいとしたしましては、集約酪農地域を設定いたしまして、そこに相當の財政的投資を申します。乳牛の導入とそれに伴います各種の作業でありますとか、あるいは草地の改良でありますとか、既成の低利資金の融通と申しますとか、そういうやうな各般の施設を総合的にやつて参りたい。そのためには相當の国家的な投融資を行いますので、その当該地方におきましては、先ほど来申し上げました通り、当該地方におきまして乳牛の飼育密度を濃化したしまして、農民の營業条件なり農家経営の安定なりをはかつて参りたい。従いまして最終の目的としたしましては、國民に豊富低廉な牛乳並びに乳製品を供給いたしたい、こゝろやうな目的であるのであります。従いまして当該地方にそういうやうな特別な施策をいたしましても、いわゆる非能率的な工場が濫立するやうなやうなことになるやうなば、せつかく投資いたしまして、その投融資の効果というものがマイナスになつて参ります。そういうやうなマイナスの面がないやうに、その乳牛の飼育密度と即ちいたしまして合理的な工場というものをそこに打立てまして、確固不動なる酪農地帯として参りたいというのが最終の目標であるのであります。従つて本法の最大のねらいとは、いわゆる工場の濫立防止ということとを最終かつ唯一のねらいとしたしておるのであります。その場合におきましては、結局工場がありましかつては既存工場を結果的には保護するといふやうなこともなります。またな場合には、新しく工場をつくりましかつては、このつくつた工場につきま

して特権を付与するといふやうな反射的な効果も出て参る、こゝろやうなやつに相なりつて参るのであります。しかし私どもが真のねらいとしたして参りますのは、先ほど来申し上げましたやうな工場の濫立を防止する、こゝろやうな面でありまして、遺憾ながらそういうやうなねらいでやりましかつても、結果的にはそういうやうなことが派生して参るやうなやうなことも相なりと思つております。そのやうなやり方と申しますか、具体的な場合に非常に困難な問題が出て来ると思つては、既存の工場なりまた新しく工場をつくりましかつた当該工場につきましても、そういうやうな政府の財政的な、あるいは指導的な援助によりまして、その地域におきまして酪農事業が繁榮いたしまして経済的な効果を、独占的なものによつてこれが利益を受けるといふやうなやつに参ります。それが非常に問題になるのであります。これらに点につきましては、十分に当該工場なり何なりを、当局として監視すると申しますか、不當な独占的な利益を享有することのないやうな措置を、当然として参らなくちやならぬと思つて参ります。従つてそれらの取引等につきましても十分に注意をいたしまして、独占的な弊害に陥ることのないやうな措置をいたしたいと考へておるわけでありまして。

○芳賀委員 この問題は局長みずから重要な点であるといふことを言われておるわけでありまして、結局一番心配になることは、既成権益を守つてやるといふことが前提になるところに大きな危険がどこまでも伴うわけであり

ます。特にわが国の酪農の発展の歴史は、一面において乳業資本が酪農を育成するような形をとりながら、他面において独占的な取巻を行つて来たというのが一つの経緯であります。だからして、この乳業資本と酪農というものは、今までは非常に不可分の關係に置かれておつたのです。今後またこの地域指定を行う場合においては、かかる乳業事業等の施設のあるところがおそらく中心になつて地域というものが設定される場合が、現実の問題としては非常に多いのではないかと。そういうことになりまふと、新たにこの酪農振興計画あるいは畜養家創設事業等によつて、その地方における酪農がだん／＼発展して行くということになると同時に、酪農家の経済的な力も高まつて来まして、むしろ生産者自身の資本あるいは組織等によつてこの原料乳を生産するという形だけでなく、さらに乳業の事業をもみずから行かうというところまで発展して来ると思ふのです。その発展もまた国としても期待しなければならぬと思ふわけなんです、そういうような一つの成長が期待される中において、競合立を阻止するといふような建前のもとに、既存の乳業資本の地盤をあくまで守つてやるといふような考え方がこの法律の中にあるとすれば、これはむしろ適なことではないかというふうに考へられるわけでありまふが、この点は今後起る事象としては、輕視することができない問題であると思ひますので、この一つの利潤追求の資本形態において設置されることの乳業——そこに生産者自身の組織等によつて今後高まつて来るところの乳業施設への要

求といふものが出て来た場合においては、それに對しては必然的に公益性のあるものを優先的に認めてやらなければならぬといふことになつて来ると思ひますが、この法律の中においては、それらの点に對する差別的な取扱ひといふものはまつたく考へられておらないのであります。むしろ既成権益だけを守るといふようなことが強く打出されておるので、この点に對しては非常に誤解も出て来ますし、法の運用の上においても手落ちが生ずる場合が多いので、さらにこの点に對して御見解を承つておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいま酪農振興計画に關連いたしまして、集約酪農地域における乳業施設の設置についての御意見であります、当該地方を指定いたします場合には、まず手初めに酪農振興計画といふものを樹立いたすのでございまして、その計画の中には乳牛の増加に關する事項あるいは草種の改良に關する事項いろいろあります、その中に當然いわれる乳業施設の設置についての事項が含まれるわけであるのであります。その計画を立てます場合に、どういふような構想のもとに加工過程をやるかという計画が當然含まれるわけでありまして、その場合に本問題は、現地々々におきまして相当大きな問題になつて来ると思ふのであります。御承知のように工場とそれに関連いたします牛乳生産の問題は、これはまつたく唇齒輔車の關係にあるのであります、工場だけ大きなものをつくりましても、生産が間に合わない場合には、長い間赤字経営を続けなければならぬといふ問題が出て参ります、工場がある地方にまた非能率的

な工場をつくりますと、一時的な競争といふような問題が起きて参ります、結局は乳牛を飼育している農民の最終的には非常な迷惑になつて来る、かういふような結果になつて来ることに相なるのであります。これはまつたく当該地方におきまする地方の事情によりまして、具体的な計画の場合に、それが各般の事情を勘案して決定して参る以外には方法がないではないかと思ふのであります、その場合におきましても、決して集約酪農地域として指定された財政的な効果が、特定の既成の工場にのみ偏するといふようなことがないような方法をぜひとつて参らなかつたやうな、かように考へておるわけでありまふ。

○福田(喜)委員 ただいまの局長の御答弁に對して一つ伺ひたいと思ひます、既存工場との關係におきまして、酪農事業施設を新たに設置する場合におきまして、審査基準といふものをどの辺に置かうかといふことについて、本法を施行する場合に、おそらく畜産局としては一定の基準をお考へになつておることだと思ひますが、どういふ基準でありますか、実情を参酌していつても、一応の基準がおりになつておることと思ひますが、その点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 都道府県知事が集約酪農地域内におきまする集約事業あるいは乳業の施設の許可基準につきましては、第十二条の二項に規定いたしております。その中に一号、二号、三号、四号、かういふ四つの基準を示しておるのであります、この四号に「当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての酪農振興計画に適

合するものであること」という条件がその四号として末尾に規定されておるのであります。つまり当該集約酪農地域につきまして、知事が新しく酪農施設を許可いたします場合には、当該集約酪農地域に、かういふような工場を新しく設置することが当該集約酪農地域の酪農振興計画に適當でありかつ必要である、かういふような場合に、知事が許可をする、かういふことに相なると思ふのであります。施設の具体的なものにつきましては一号、二号、三号、そのほかに規定いたしてありますが、少くとも当該地方としての酪農振興計画に必要であり、ぜひかういふことをやつた方が適當であるといふ場合に、知事が許可するということに相なつておるのであります。

○福田(喜)委員 その地域を許可する場合において、地方の実情上必要と認めるに對しての具体的、数字的の基準といふものは、一応畜産局でお考へになつておる数字は何かないものでしょうか。

○大坪政府委員 私どもといたしまして、集約酪農地域におきまする酪農工場の理想的な形態といたしましては、一応一日の処理能力百五十石程度を処理し得るような連鎖式と申します、か、能率的な工場の設置といふものを頭の中に描いておるのであります。ただこれは現実の狀態を考へてみます場合に、非常に高級的と申します、程度の進んだ施設でありますので、実際の場合にはほんとうを言へば、最終目標としてはかういふような工場に、少くとも集約酪農地域はぜひなつてもらいたといふ希望を持っておりますが、一足飛びにかういふようになか／＼参

らない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

○福田(喜)委員 大体それはただいま局長がおつしやつた一日百五十石といふのは理想である、中間過程においては、実情において必要性は認定すると、さう了了承してよろしうございませう。

次にこれに關連いたしまして、生乳過剰の場合の買上げ対策と、それからこれに關連する酪農事業施設に對する融資の問題を、具体的にはどういふお考へで畜産局は進んでおられますか、具体的なことを何かあつたならば御説明願ひたい。

○大坪政府委員 御承知のように、工場と生産者とは毎日々々牛乳を供給する、つまり継続契約の形式をとつておりますので、当然生産されたところの全量といふものは当該工場が引取るべき問題と思ひます。その場合にいろいろ紛争等を生ずるおそれがあります、そういうこともありますので、紛争処理に關しましての特別の規定を挿入いたしておるのであります、当然工場は余乳と申します、少くとも生産者の全量を引取るべきものである、かように考へておるのであります。

次に工場のいわゆる滞貨処理の問題であります、これはきわめて重要な問題であります、はたしてしからばどの程度を滞貨と称すべきであるか、あるいはまたその滞貨の具体的な数量をどういふようにして把握するかといふことが、實際問題としてきわめ

たらない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

たらない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

たらない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

たらない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

たらない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

たらない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

たらない、かように考へておるのであります。その中間過程におきましては、かういふようなことじやなくても、これは許可せざるを得ない、かういふように思ふのであります。

て困難な問題であるのであります。しかしながら今後集約酪農の設定を中心としたしまして、酪農が非常に進行して参りました場合に、この問題は相当大きな問題になつて来ると思つてあります。大きな点につきましては、もちろん外国製品の輸入の問題とも関連し、あるいは日本の酪農製品に対する需要の問題とも関連して参るのであります。そのとき々々におきまして、滞貨の問題につきまして、季節的な変動その他に対応する措置をとつて参らなければならぬと思つてあります。これが、この数量あるいは価格の把握の仕方と、これに対するやり方、特に対象が協同組合である場合には、これはやり方が非常にすつきりもし、また方法も簡単であるのであります。工場等の場合におきましては、実際問題としてなか／＼これが困難であるという点もありますので、今後大いに検討を要し、そのとき々々の情勢に応じまして、具体的な措置として研究を要すべき問題であると考えておるのでございます。

○福田(喜)委員 在庫の把握はどういうふうにおやりになつて、それに対する処置は、どういうふうにお考えになつておるか伺いたい。

○大坪政府委員 現在一応毎月の在庫の数量につきましては、統計調査部の方で調査した数字がござります。それ以外には、現在のところ具体的にはつきりした数字を持ち合せておりません。しかしこういう問題も今後は相当大きな問題となつて参ると思つたので、適当な調査方法によりまして調査をし、そういう事態に備へることはぜひ必要ではないかと考えております。

○福田(喜)委員 その場合には政府においてあつせん融資とか、何か融資に対する措置をお考えでございましょうか。

○大坪政府委員 農業協同組合に對しまする場合におきましては、系統金融機関の問題もありまして、系統金融機関によつて実情を話しまして、これを實際やることにつきましては簡単ではないかもしれませんが、そういうような方法が割合案と思つてあります。大、中の、いわゆる資本家と申しますか、そういうような対象につきましての問題といたしましては、具体的な場合に、はなはだ困難なところがあるか、と申しますのは、数量の把握といわゆる在庫、滞貨と認定するものであるか、その認定と、こちらがあつせんするといつたとしても、結局におきましては政府保証と申しますか、そういう特別な措置がない限りは、金融機関が独自の計算においてやるということにもなりますので、實際の場合におきましては、具体的にはなか／＼困難ではなからうかと思つてあります。そういうような事態が起きまして、酪農業界全般にとつて非常にマイナスに作用する場合におきましては、政府といたしましては、あつせんしたすべきでないか、こういうふうにお考えます。

○川俣委員 芳賀委員の質問に関連しての部分だけ一つお尋ねいたします。局長の説明で、しかもこの法律の一番の矛盾点を解決しておられないので、この点をお尋ねしておきます。局長の説明によりますと、乳業施設の競争濫立のおそれがあるから、工場濫立を防止

するのだということですが、今の国家財政あるいは経済界の情勢、今考えられておる投資策の中に、いはして一体濫立のおそれがあると考えられるかどうか。私はおそろく濫立などというところは考えられないのじやないかと思つてあります。もう一つは、この法案を逆に見て、自然発生的にしておきますれば、乳業施設があるところに集約酪農地帯ができるという考え方がどうしてもこの法案の中にあります。あなたの説明の中にも、乳業施設の存在する付近に集約酪農地帯ができるという考え方があつて、そしてその付近を指定しようという考え方も確かにあつて、一方では自然に放置しておけばそういう形勢ができるのだと言ひながら、一方においては濫立のおそれがあるのだと言ひ。そういう工場ができれば、たゞ濫立であろうともできますれば、そこに集約酪農地帯ができるという考え方が一方にありながら、一方においては防止するというところになりまして、これは結果的には濫展を抑えるという考え方がなつて参るのではないか。一体あなたは工場の濫立のおそれがあるという大それた考え方をしてお出しになるのですか。今の国家財政の投融資の状態から言つて、濫立のおそれなんかは出て参りません。また今日の経済界の情勢から見ても、そんなに危険なことを考える人も、たまたまはあるかもしれませんが、多くはないと思つてあります。もしそういう冒險をしてもやる人があれば、そこには集約酪農地帯ができるという考え方がないじや、あるいは犠牲を払つてもいいじや、ありませんか。何もおそれる必要はないではありませんか。そういう工場がで

きればそこに集約酪農地帯ができるという考え方であれば、何もあえて防止する必要はないではありませんか。この大きな矛盾を解決しないで、一方において濫立防止などと言ふあなたは、芳賀委員から質問が出たように、既成権益を守るのだというそりを免れないうと思つてあります。いかがです。

○大坪政府委員 ただいまの御意見通りです。現在までの事情におきまして、ある地帯に工場ができて、その方が煙を出した場合に、初めてその地方の農民が安心して乳牛を飼ひ出すというふうな現象は、まさに御意見の通りであります。ただ私どものねらつておりますのは、そこに五千頭なり六千頭なりの集約的に飼育されまして、ほんとうの酪農地帯としての要素を相当整へて参りました場合に、あそこには工場を持つたならば必ずもうかるというふうな、あるいは乳業者同士、あるいは乳業者同士でなしに他の資本家的な考え方から、せつかくでき上つた大きな模範的な地帯に新たに仕掛をするおそれがある、そういうような現象が起きまして、せつかくでき上つて理想的な経営になつていくところを、いわゆる利益をもつて一時的な混乱を誘致したしまして、結局には酪農民が損をするという混乱した事態が起きないやうに、私どもとして考えておるのであります。もちろん建設の当初におきましては、そういうところを新しく工場をつくるやうなことは、實際問題として当然ないと思つてあります。でき上つた状態の場合にそういう問題が起きることは、当然予想されるのであります。これらの点につきまし

て、私ども非常に心配いたしました。こういうやうな規定を設けた、かやうに御了承願ひたいと思つてあります。

○川俣委員 関連質問ですから簡単にしたいと思つていますが、問題はそこなんです。今の財政投融資では濫立するやうな状態は生れて来ないですよ。むしろ進んで濫立するやうな状態の方が、今の酪農振興の状態においては好ましいという考え方をしなければならぬ。これは十年とか二十年たつて相当に發展して行くならば、あるいは規制するやうな制度が考えられなければならぬというところも考えられなければならぬ、今のところ自然的にやつておいて、単なる国家投融資の割合少い現状においては、乳業施設を中心にして酪農施設ができるのなら、むしろ濫立して、集約酪農地帯がだん／＼確立して来る方が望ましいという考え方であるべきではないか。そう考えないで、できることは好ましくないという考え方をいたしますと、集約酪農地帯を拡大して来ることも、むしろ既設の乳業施設を守ろうということになります。今は發展を抑へるということよりも、少しぐらい無謀であつても、拡大して行くという方向に行かなければならぬのじやないか。抑へて行くのがほんとうなのか、酪農振興がほんとうなのか、どつちがほんとうなのか。酪農制限法なら別ですよ。これは振興法で制限法じやない。もう少し二十年なり三十年なり進んで、酪農制限法をつくるときは濫立防止というものは大いに考へていいと思つけれども、今は振興法だから、少しぐらい犠牲を払つてつづ

れるところがあつても、むしろそのことは一つの発展の段階だというふうな考へて行くべきじゃないか。そう考へないで、ただ押えて行くということになると、先ほどから芳賀委員の指摘しておる通りに、既設の権益を守るといふ消極的な面から発展を阻害することになるのではないか。これだけにしておきます。

○大坪政府委員 現段階と申しますが、新しく酪農業が進展をいたすという場合には、おきましては、そういうような不当競争というか、これは現在におきましてもある程度酪農業が進展をいたしております。北海道その他の地方におきましては、相当そういうような弊害が現実の問題として表れておるのであります。また北海道に限らず、その他の地方におきましても、一時的な乳価の状態によりまして相当混乱を起しているような地方があるのであります。そういう場合には、御承知のように牛乳の取引は、継続的な毎日々々の取引でありますので、経済上の事情がよい場合には濫立が起き、非常な取引になるのであります。一転いたしまして不況の時代になつて参ります場合には、そういう割込みというか、新しく入つて来まして非能率的な工場は、すぐ手のひらをかえすように当該地方をながしにする、こういうようなことになりまして、結果的には生産者の非常な迷惑になるということが今までの実例であるのであります。なおまた一時的な効果というか、そういうような考へ方をいたしますと、ある程度濫立と申しますか、工場が複数の場合にはいいようにも考えられますが、実はこの点が日本

の酪農全体につきましますコスト高の非常な大きな原因になつております。もちろん諸外国の中の一部のように、協同組合システムで下からずつと最終まで参つていけるような、理想的な形態が最も望ましいのであります。現実の問題として、日本の今までの酪農業の発展の経緯その他からいまして、理想的な問題はなかなか日本には、そういうようなことをすつくり割切つて参るわけに参らぬのであります。それはともかくといたしまして、その辺が非常にむずかしい事情にあるのであります。この点につきましては、結局といたしましては、いわゆる酪農農民の自覚といひますか、その経済力と申しますか、当該地方の酪農に對します行政指導とマッチいたしました農民の自覚にまつて行くべきものであると、私はかように考へるのであります。ともかくわが国の酪農の最大の欠陥であります飼養密度の薄いと、工場の一工場当りの操業度と申しますか、これは非常に少くて労賃だけ多いというやうな現象、これはぜひとも是正して参らなければならぬ。特に集約酪農地域につきましては、これらの点については、卒先して実行して参らなければならぬというやうな考へ方から、行政指導という意味合におきまして、地方長官の承認を受ける、こういうやうな措置をとつて参りたい、かように考へておるのであります。

○芳賀委員 ただいま川俣委員の関連質問に對します局長の御答弁はともなう割切つたやうな答弁まで行つておらぬわけですが、私のお伺ひしたいことは、同一地区内において、たとえば既存の乳業資本の授けした企業が現存してお

る。しかしその地域の中において、生産者によるたとえば協同組合等の形態から、新しい施設をそこに設置できるやうな条件が出て来た、そういうことはあり得ると思う。そういう場合においてもなおかつ既存の施設というものを認めて、これは競合するからあるいは濫立するから、この集約地区の中においては認めがたいというやうなことは、一つの抑圧になるのではないかと、一つのように考へるわけなんです。問題はわが国の酪農及びこれに付随したところの乳業が伸びるかどうかということ、これは、いわゆる一つの企業の形と生産者というものが、完全に結びついて行くところまで来ておらなかつた幼稚の段階においてそういうことが指摘されるのであつて、今後は高度に酪農が振興された場合においては、当然、生産者の一つの経済組織の中からそういう施設を持たなければならぬというところが、必然的に要求されて来るわけなんです。そういう場合においては、これは利潤追求の団体ではないし、生産者自体の持つ施設であるから、これも同列に考へて承認制にするということに對しては、やはり問題点があるのじやないかと思ひますが、そういう場合においては、特に協同組合等の形態によつて、その地域の中において施設が行われようとする場合においては、やはり承認制でやつて行くか、既存の施設というものを優先的に取扱つて、これを抑止するといふやうな方法をとらなければならぬか、その点をさらに伺ひたいのであります。

○大坪政府委員 集約酪農地域につきましますの農業協同組合に關連する問題であります。元來私が申し上げるまでもなく、農業協同組合は農民の生産に尊重すべきではなからうか、かようにいたしましたものを共同的に販売し、また場合によつてはそれに加工処理をして販売することは当然の使命であります。このことは当該地方における農民の福祉のためにぜひ進展しなければならぬ事情と思ふのであります。従つてそういうやうな協同組合の事情につきましては、できるだけ農民の自発的な意思によつてそういうことが出来ますように、制限を加えないといふか、これが本来の姿であると思ふのであります。従つて当該地方におきましてそういうやうな意欲が盛り上り、また能力が十分にあるという場合におきましては、そういうやうな農業協同組合の持つて来る能力というか、力につきましては、地方長官としては当然これは承認すべきものである、かように考へるのであります。ただし、かようなから、集約酪農地域といつたしまして、一應酪農振興計画と工場との関連におきまして総合的に計画をいたすのでありますから、計画の中にはこれは入つてもらわなければならぬ。もちろん計画を立てます場合に当該地方の町村には農業委員会なりその他部落の有力者、関係者の意見を十分に聞いて、当該地方におきまします酪農振興計画を定するのでありますから、その計画の場合に、どういう工場をつくるか、どういう工場を利用するかといふことは当然計画の中に織り込まれての計画でありますから、そのときに大きな論議になると思ひますが、協同組合が仕事をやりたいといひます場合には、当然これは大きな一つの要素といたしまして、その意見は地方長官としても十分

に尊重すべきではなからうか、かように思ふのであります。当該地方の総合計画を立てます關係で、協同組合も一應承認を受けるということは、これは計画の性質上必要であると思ふのであります。その場合に、協同組合の本来の使命をそこなわないうやうな措置は、当然地方長官としてはまつ先に考慮すべき問題じゃないか、かように存するのであります。

○芳賀委員 その問題は、たとえば酪農振興を策定する場合においても、当然協同組合等は主体的な役割を果すべきであるといふやうに考へるわけですが、特に今局長もちよつと触れられましたけれども、協同組合が協同組合法に基くところの利用事業あるいは加工事業等を行うことは、何ら制約を受けおらないのです。協同組合自身が、法の保護のもとにおいて、その地域の中においてかかる乳業の施設を行うという場合において、この法律はむしろそれを抑えようとするやうなことになるわけですが、だからして、協同組合等の施設に對しては、当然十三条に基くところの新設であつても、届出程度で事足りると思ふのであります。この点が問題なのであります。一般の商工資本等によるところの施設の場合においては、当然新設は承認制が必要であるかもしれませぬけれども、これには一つの理由があるはずで、先ほど局長も言われましたけれども、北海道のケースは内地県とは違つたといふことはその通りであります。たとえば密度がだん／＼高まつて来る地帯の中において、明治であるとか森永といふやうな乳業資本が、その密度の高い所をねらい打ちにして、そこに工場設置を行

うとするような傾向は確かにあるわけ
です。だからそれだけを例にとつて協
同組合が、今度新しい地区の中に生産
者の力によつて施設を行おうとする場
合において、それと并列にこれを規制し
ようという考えは間違つておると思ふ
のです。だから協同組合が協同組合法
等の指定によつてその施設を行う場合
においても、組合自身の経済力の問題で
あるとか、それらの点は十分都道府県知
事等においても、その組織自体の運営の
健全化に対する指導というものは行
べきであると思ふけれども、それを認可
するとかしないとかいう問題は、これ
は免脱であるといふふうな考へておる
わけでありまして、この点は局長の御
答弁によると、十分勘案しなければな
らぬという程度のものであります。具
体的に協同組合等の資本によつて新
設する場合においては、承認はいらぬ
とか届出で足りるというふうな、もう
少しはつきり割切つた解釈をここで打
出してもらふと、この問題はいつま
で論議しても十分に了承がでないと思
ひますが、その点について伺いま

ら、その中には協同組合あるいは各般
の意見を総合して、そういうような計
画を立てるといふことに相なると思ふ
のであります。従いまして現にあるよ
うな地域につきましても、漸次乳牛の
飼養頭数が増加し、既存の工場等に
おいては間に合はぬ、あるいは間に合
うといふような場合におきましては、
しかも他方農業協同組合の資力と申し
ますか技術と申しますか、そういうも
のも十分に支障ないというふうな場合
におきましては、当然農業協同組合が
新しい工場をつくりまします場合には、計
画の変更と申しますか、そういうよう
な点におきまして、地方長官としては
協同組合のやる事業につきまして承認
を与えるべきものである、かように考
へるわけでありまして。

○中澤委員 閣下連して……この法律
の重点はやはりここなんです。さつき
の重点はやはりここにありまして、さ
つきの重点はやはりここにありまして、
芳賀委員の言つたように、こんな承認
制はいらぬと思ふ。これは阿刀の剣で
あつて、この条文の使い方がいかによ
つて、農民にとつて非常な圧迫にな
る。たとえばあなたがそこでそういう
答弁をしても、乳業資本の代弁をする
県知事だつたら、これを適用して来る
のです。だからここが一番問題なんです。
われ／＼もいろいろ／＼覚でも検討し
てみた、この承認制というものは必要
じやない、届出でたゞきんだ、こうい
う意見が圧倒的に多かつた、これに対
してあなたはどう思ふ。地方長官が逆
用した場合に、たとえば明治、森永等
の乳業資本が裏についていて、知事
に、あそこは協同組合でやるそうだ、
だから許可にしようかぬ。よし／＼
オーケーといふことでやつたら、あな

たがいかに答弁しようともだめなんで
す。だからこれが問題なんだ、これに
ついてどうだ、承認制なんかいらぬと
思ふ、届出制ぐらいでどうです。
○大坪政府委員 第十二条の規定の形
式といたしましては、各号の要件を満
しておる場合には、地方長官としては
一応承認をするという建前になつてお
りますが、これは実際問題といたしま
して、当該地方におきまします実情に即
して、最も合理的な計画のもとに、承認、
不承認といふことを決定いたして参
ることになるのであります。その場
合におきまして、結局農業協同組合の
本来の使命といふものは、協同組合法
の精神に強うたわれておるのであり
まして、これをいやくも阻害するよ
うなことであつてはならぬ、私はかよ
うに考へておるのであります。ただ実
情に沿わないような工場の設置とい
うようなことになりますと、結局困る
のは農民といふことにもなりますので、
そこいらの点につきましては、当該地
方の実情をよく検討されまして、総合
的な計画のもとに工場の承認、不承認
といふことを決定して行くべきものじ
やなからうか、農業協同組合だけを届
出ではまずいという点につきましては、
当該地方を総合的な計画として、計画
経済的なことをやつて参りますので、
その意味合いにおきまして、そういう
わけには参らぬじやないか、かように
考へたわけでありまして。

○川俣委員 これは局長が十分検討さ
れて、この事項ができたと思われな
いのです。なぜかといふと、簡単なこ
とでお話しますが、問題の衝突はどこに
あるかといふと、おそらく乳業資本と生
産者の資本との衝突だと思ふのです。
もしも資本家同士の間の衝突というこ
とに相なりますれば、融資するところ
の開銀において衝突させるような融資
はしないでしょう。競争で倒れるよう
なところには融資は必ず行われな
いのです。だから乳業資本の統制は融資銀
行において当然計画されるべきものな
んだ、法律以外の最も強い融資とい
う面から、当然これは統制されて行く
のです。また融資のあつせんをして
おる畜産局の意見というものが必ず入
つていなければならぬはずなんです。單
に、民間企業だといふことで——これ
は自己資本でありますれば別ですが、
明治に対しては一千五百万、あるいは雪
印に対しては五千万、北海道パター
ンに対しては二千万といふような融資をいた
しておる、その融資を受けた乳業資本
家が工場をつくるのでありますから、
従つて十分そこで濫立の防止はできる
はずなんだ、一方において濫立を防止
するといふのだけれども、一体濫立す
るようなどころに融資のあつせんをす
るつもりですか。おそらくこれはしな
いつもりでしょう、そうして来ると乳
業資本家の間の濫立じやなくて、生
産者との対立だといふことになると思
ふ。ところが一方、それじやあ生産者
は生産者同士で濫立するかと、
農林漁業金融公庫あるいは中金にお
いて、これまた融資の面から濫立を防止
せられておるのです。自己資本でな
んか今工場をつくる人なんかありませ
んよ。おそらくは融資を受けなければ
ならぬ、融資の窓といふと必ず農林省
のあつせんを経なければならぬ。そ
の場所を通じなければ融資を受けられ
ない。必ず金利の面からいつても、民
間銀行からは融資を受けられないんで

すよ。そうするとやはりあなたの所管
の門をくぐらなければならぬ。どつ
ちにしたつてあなたの門をくぐらな
ければならぬのに、濫立だなんて言
うことはどこから出て来るのですか。門
をくぐるときに濫立させればこれは出
て来ますけれども、どうせあなたの門
をくぐらなければ融資がでない。そ
れなのに濫立々々と言われる。あなた
は濫立するように融資されるのかとい
へば、おそらくされないでしょう。だ
から十三条なんかおかしいじやない
か、どうも勉強が足りないのじやない
かといふ結論が出て来るのです。どう
ですか。

○大坪政府委員 集約酪農地域につ
きまして、酪農振興計画を樹立いたす
のでありますから、これは言葉が悪い
かと思ひますが、当該地方におきま
す酪農につきましても一種の計画経済
なのであります。従つてその計画は最
も合理的と申しますか、理想的に組み
立てらるべき性質のものであると考
へるのでありますので、一応その計画
を立てます場合に、どういふふうによ
つて行つたら一番当該地方の酪農振興
になるかといふことが、最終の目標とし
て計画が立てられるわけでありま

る。その中には協同組合あるいは各般
の意見を総合して、そういうような計
画を立てるといふことに相なると思ふ
のであります。従いまして現にあるよ
うな地域につきましても、漸次乳牛の
飼養頭数が増加し、既存の工場等に
おいては間に合はぬ、あるいは間に合
うといふような場合におきましては、
しかも他方農業協同組合の資力と申し
ますか技術と申しますか、そういうも
のも十分に支障ないというふうな場合
におきましては、当然農業協同組合が
新しい工場をつくりまします場合には、計
画の変更と申しますか、そういうよう
な点におきまして、地方長官としては
協同組合のやる事業につきまして承認
を与えるべきものである、かように考
へるわけでありまして。

○中澤委員 閣下連して……この法律
の重点はやはりここなんです。さつき
の重点はやはりここにありまして、さ
つきの重点はやはりここにありまして、
芳賀委員の言つたように、こんな承認
制はいらぬと思ふ。これは阿刀の剣で
あつて、この条文の使い方がいかによ
つて、農民にとつて非常な圧迫にな
る。たとえばあなたがそこでそういう
答弁をしても、乳業資本の代弁をする
県知事だつたら、これを適用して来る
のです。だからここが一番問題なんです。
われ／＼もいろいろ／＼覚でも検討し
てみた、この承認制というものは必要
じやない、届出でたゞきんだ、こうい
う意見が圧倒的に多かつた、これに対
してあなたはどう思ふ。地方長官が逆
用した場合に、たとえば明治、森永等
の乳業資本が裏についていて、知事
に、あそこは協同組合でやるそうだ、
だから許可にしようかぬ。よし／＼
オーケーといふことでやつたら、あな

たがいかに答弁しようともだめなんで
す。だからこれが問題なんだ、これに
ついてどうだ、承認制なんかいらぬと
思ふ、届出制ぐらいでどうです。
○大坪政府委員 第十二条の規定の形
式といたしましては、各号の要件を満
しておる場合には、地方長官としては
一応承認をするという建前になつてお
りますが、これは実際問題といたしま
して、当該地方におきまします実情に即
して、最も合理的な計画のもとに、承認、
不承認といふことを決定いたして参
ることになるのであります。その場
合におきまして、結局農業協同組合の
本来の使命といふものは、協同組合法
の精神に強うたわれておるのであり
まして、これをいやくも阻害するよ
うなことであつてはならぬ、私はかよ
うに考へておるのであります。ただ実
情に沿わないような工場の設置とい
うようなことになりますと、結局困る
のは農民といふことにもなりますので、
そこいらの点につきましては、当該地
方の実情をよく検討されまして、総合
的な計画のもとに工場の承認、不承認
といふことを決定して行くべきものじ
やなからうか、農業協同組合だけを届
出ではまずいという点につきましては、
当該地方を総合的な計画として、計画
経済的なことをやつて参りますので、
その意味合いにおきまして、そういう
わけには参らぬじやないか、かように
考へたわけでありまして。

○川俣委員 これは局長が十分検討さ
れて、この事項ができたと思われな
いのです。なぜかといふと、簡単なこ
とでお話しますが、問題の衝突はどこに
あるかといふと、おそらく乳業資本と生
産者の資本との衝突だと思ふのです。
もしも資本家同士の間の衝突というこ
とに相なりますれば、融資するところ
の開銀において衝突させるような融資
はしないでしょう。競争で倒れるよう
なところには融資は必ず行われな
いのです。だから乳業資本の統制は融資銀
行において当然計画されるべきものな
んだ、法律以外の最も強い融資とい
う面から、当然これは統制されて行く
のです。また融資のあつせんをして
おる畜産局の意見というものが必ず入
つていなければならぬはずなんです。單
に、民間企業だといふことで——これ
は自己資本でありますれば別ですが、
明治に対しては一千五百万、あるいは雪
印に対しては五千万、北海道パター
ンに対しては二千万といふような融資をいた
しておる、その融資を受けた乳業資本
家が工場をつくるのでありますから、
従つて十分そこで濫立の防止はできる
はずなんだ、一方において濫立を防止
するといふのだけれども、一体濫立す
るようなどころに融資のあつせんをす
るつもりですか。おそらくこれはしな
いつもりでしょう、そうして来ると乳
業資本家の間の濫立じやなくて、生
産者との対立だといふことになると思
ふ。ところが一方、それじやあ生産者
は生産者同士で濫立するかと、
農林漁業金融公庫あるいは中金にお
いて、これまた融資の面から濫立を防止
せられておるのです。自己資本でな
んか今工場をつくる人なんかありませ
んよ。おそらくは融資を受けなければ
ならぬ、融資の窓といふと必ず農林省
のあつせんを経なければならぬ。そ
の場所を通じなければ融資を受けられ
ない。必ず金利の面からいつても、民
間銀行からは融資を受けられないんで

すよ。そうするとやはりあなたの所管
の門をくぐらなければならぬ。どつ
ちにしたつてあなたの門をくぐらな
ければならぬのに、濫立だなんて言
うことはどこから出て来るのですか。門
をくぐるときに濫立させればこれは出
て来ますけれども、どうせあなたの門
をくぐらなければ融資がでない。そ
れなのに濫立々々と言われる。あなた
は濫立するように融資されるのかとい
へば、おそらくされないでしょう。だ
から十三条なんかおかしいじやない
か、どうも勉強が足りないのじやない
かといふ結論が出て来るのです。どう
ですか。

委員の言う通りです。民間資本であるからこれに対しては関与できないといへば、関与できない結果起つて来る濫立については、知事が采配を振り、承認をする、これはけっこうですよ。一方の同じ窓をくぐるという、九〇％あるいは一〇〇％金融公庫の門あるいは中金の門をくぐるのですから、これは統制下における金融ですから濫立のおそれはないでしょう。そうするとそつちの方は金融で許可した以上は知事の許可を要しない、届出だけでいいといつてもちつとも弊害はない。一方弊害があるのは何かといへば、特金融資からと特金融資からでない面があるといたしますれば、これは濫立のおそれがある。そうするとそつちの方をぎゅうつと押える法律でたくさんだ。そういうふうな法律をかえればいいというように了解いたします。

○中澤委員 この場合しかも殺し文句が入つておる。十二条の二を讀んでごらん。「当該酪農事業施設が効率的であり、」これが一番殺し文句です。知事が乳業資本に足をひっぱられていて、君はそういう設計書を出したけれども、これは非常に効率的でないといえはおしまひになつてしまふ。あなたはどうか答弁されたつて、これは知事がやる仕事でしょう。それともう一つは「著しく過剰とならないこと。」こういうことがある。これは大局的にいつて、あなたはそう惡意にこれをわざわざ乳業資本のために書いたのじやないと思うけれども、今後集約酪農をどんどんやつて行きますと、農民資本と乳業資本の一大対決が起つて来る。その場合に「著しく過剰とならない」というのは、ある段階においては必ずその

設備は過剰になる。片方は五十石集める森永があれば、こつちは七箇村で十箇村の地帯に百石の工場をつくる。そうして森永と対決しようというようなことになつて、著しく過剰設備ができる。この二つの殺し文句があれば、乳業資本に知事が足をひつばられてゐる限り、この二つで完全に農民のみずから守らんとする力を削除できる。どう考へてもこの条文はいらないのだ。これは大体届出制くらいならいいけれども、承認制なんていらないと思う。私はそう考へています。

○大坪政府委員 先ほど来申し上げました通り、集約酪農地域におきます酪農施設が濫用いたしましたして、各工場のおの／＼不当競争をし、非常な零細的な経営になるというようなことは防止いたしたい、こういうような趣旨によりまして一応地方長官の承認を受ける、こういうことになつておりますが、承認の基準につきましては、第二項以下要件を規定いたしましたして、こういう要件に該当する場合には承認をする、承認を、逆になければならないというふうに裏から規定いたしておるのであります。その場合の運用の問題であります。その場合、地方長官といたしましては、まず当該地方におきます酪農の振興が、終局的にどうやれば一番効果的であるかというようなことから承認不承認の基準をきめるということに相なると思ふのでありまして、同条の場合に、盛り上ろうとする農民の力によつて、ぜひ工場をつくりたいというやうな場合には、当然地方長官としては現実に乳牛を飼育しておる農民の意見をまつ先に尊重すべきものじやないか、これは当然の条理であると思ふの

であります。

○足鹿委員 今十二条が問題になつておるのですが、私は一つだけ関連して承りたい。今長官の話を聞いておると、あなたはそれでよろしいが、地方の知事は別な人格ですから、その通り動くか動かないかなかなかわからなない。そうしてそれにいろいろな政治的な、あるいは経済的な背景がこれにつきておる。力関係があるのであるのです。そこで結局あなたが今言われたように、正當にまつすぐに、あなたの指導方針に従つてこの法律を正しくする

知事もありませんし、またそうでない知事も出て来るであります。これはあなた方が一々目を届かせるわけにいかないと思うのです。そこで問題になることは、かりにこれは当然承認を与えなければならぬ、衆目の見るところさやうであつたにもかかわらず、許可をしないというような場合があり得るかもしれません。そうした場合はどういふうにしてこれを処置されるのですか。これに対しては、二十三条その他で罰則規定を設けておられますが、この罰則は、「第十二条第一項の規定による承認を受けないで酪農事業施設を新たに設置した者」第十四条一項も、これはみな施設を行わんとする者に対する十万円以下の過料であつて、その地方長官の不法越権の行為に対しては何ら措置が講じてない。これは少し片手落ちじやないかと思ふ。これは一体どういふうに処理をされますか。

○大坪政府委員　地方長官によつて見方が違ふ、こういう場合に、いやしくも法のねらつてゐるようなことをしない知事があつた場合にどういふうな

ことになるか、こういうような御意見でありまするが、その件につきましては、御承知の通り、本法によりまして計画につきましては農林大臣がこれを認可する、また変更の場合にも農林大臣が認可をするということに相なつておるのであります。従つて当然酪農施設

設につきましても、その計画の一環として農林大臣の認可に相なつて来ると思ふのであります。同時にそういうような点も考慮いたしまして、一応都道府県知事の承認を受けるということに酪農事業施設はいたしておりますが、承認の基準といたしまして、あるいは当該地方におきます立地条件あるいは牛乳の供給数量、あるいは施設の狀態、こういうような条件が、新しく酪農工場を設置するのにマイナスの条件でない場合には、地方長官として一応承認を与えねばならないというふうに規定いたしておるのであります。従つてそういうような条件を満しておりながらもなお承認しない場合には、当然これは農林大臣に向つて監督権と申しますか、地方長官に対する一般的な指導監督という点で申出がありましようし、従つてそれに基きます全体的な酪農振興計画の変更の命令と申しますか、計画の変更ということになつて来ると思ふのであります。その点につきましての一応の押えといえますか、大體の体形は全体的に整えておるつもりであります。つまり計画全体につきましては農林大臣が認可をし、あるいはこの変更をやる。同時に酪農施設の承認につきましては一応承認をする。承認する場合の条件に合致しておる場合には、逆に地方長官は承認を与えるという法律上の義務を負わしておりますし

て、その場合でもなおそういうような濫立ではなしに、合理的な場合に承認をしないような場合には、これは計画の変更に關する農林大臣の監督権が当然に發動し得る、こういうような規定の書き方をやつておるわけでありま

○足腰委員 農林大臣の監督権の発動というお話でありますが、農林大臣の監督権の発動をかりにやつたとしても、知事がそれに従わない場合はどういたしますか。これは経済行為でありまして普通の行政とは違うと思うのです。ある一つの企業者なりあるいは生産者の団体が、あるいは個人が行わんとする場合において、知事が阻止しあるいはその設立に同意を与えないという場合に、地方長官の良識をもつてなおそれはやつておる。ところが農林大臣はそれに対してどのような基準でもつて監督権の発動をされるのであります。局長はそう簡単におつしやいしますが、実際問題としてはなか／＼そう簡単に収まらないのではないかと。監督権の発動は何の条項に基いてどういうふうにしておやりになるのであります。か。そういうことをしておる間に商機というものはどん／＼移りかわつて参りました。それは設置していい場合を逸する場合もあるし、またその逆の場合も出て来ると思います。そこでこの十二条の別紙参考資料をいただきたいのですが、別紙二号「第十二条第一項の政令で定める施設一、左の各号の一の設備を有する集乳所」として(四)(四)とありまして、続いて二、三、四、五、六、七とありますが、「左の各号の一の設備を有する集乳所」というものに冷却機械、クリーム分離機、濃縮

機というようものがあありますが、これは政令委任事項が非常に多い割に、この説明がきわめて簡単で、どういふに理解していいのかわかりません。一として「左の各号」とありますから(4)なら(4)の冷却機械一つをさすのであります。あるいは次の二から七までのうちのいずれかの一つをさすのであります。資料の出しつばなしではなしに、これは大事な点であろうと思ひますから、もう少し親切に御説明を願ひたい。この二点を伺ひます。

○大坪政府委員 たいだいま農林大臣の監督権の問題につきまして御意見があつたのでありますが、具体的の場合には、これはなか／＼一々その目が届かないという問題がもちろん御指摘の通りあると思ひますが、集約酪農地域につきましても計画の樹立あるいはその変更あるいは地域の變更等につきましても、第六条、第七条でありますか、それらの点に一応の規定をいたしておるのであります。そういうような規定が一応ありますが、いずれにいたしましても、当該地域におきまして乳業資本と農民というものが対立するといふような事態に到達いたしました場合には、当然当該地域にありまします酪農振興といふものは、実際問題としてできかねるような事態に立ち至つていふか、あるいは多量の場合が多いのではないかと思ひます。もちろん理想的な形態をいたしましては、集約酪農地域につきましても、新しく農民の資本と技術による共同組織を設立して、それによつて酪農振興を進めて参る、ということ、これはまったく見本的、標準的な形ではないかと思ひます。

ありますが、現実の場合におきましては、各地区々々について、そういうような模範的な形態が推し進められるといふことは、実際問題として困難じやなからうかと思ひますので、実際問題としては、ただいまのような場合が生じて来るかと思ひますが、こういう場合には、現実の問題として、当該地方の酪農振興計画といふものが地につかないといふような事情になつて来るのではなからうか、かように考へるものであります。これは地方長官としては、法の精神と申しますか、その地方に即したところの行政的な指導を強力に推し進めて参るべきかなめのところではなからうか、かように私は考へるものであります。

第二点の政令の問題であります。これは御指摘のように、最初に配布を申し上げております資料がきわめて不十分であるのであります。これは一刻も早く訂正して提出したいと思ひますが、ただいまの御指摘の点につきましては、いゝゆる「第十二条第一項の政令で定める施設」といたしましては、集乳所といたしましては、冷却機械とクリーム分離機と濃縮機の三つをおの／＼備へているものを集乳所として許可をする、こういうかつかうに相なつて参るのであります。二、三、四、五、六、七につきましても、おの／＼独立しての書き方であらうと思ひます。

○足鹿委員 関連でありますから私はしつこくは申し上げませんが、どうも監督権の問題でよくわかりませんが、目の届かないということはお認めになつて、そこで農林大臣がこの集約酪農地域指定の際における総合計画といふもの

のに基いて不適当だと思ひ、知事の方針が適当でない、すなわちその計画にマッチした酪農事業施設だと認めがたい、あるいはそれに不十分である、こゝういふふうに考へたときに農林大臣が監督権の発動をする、こゝういふふうに私は聞いたのであります。こゝういふ私にしますと、農林大臣がいたらずに集約酪農地帯の設定に名を借りて、一つの経済行為に對して、不当な干渉をする、こゝういふことも一面言ひ得るのではないか。何らその法的な根拠なくして監督権の発動をする。その監督権発動の根拠といふものは集約酪農地域指定の際の基本計画に照して行つたという漠然たることで、そういう経済行為に對して制約を与える、あるいはその逆とがかりにあつたとしてしまつて、それになるものであります。大臣の監督権といふものはあくまでも行政措置だろゝと思ひます。法律的には何ら抑制の根拠はない。もしそれに対して不服の場合には、一体だれがこれをどう処置して行くのであります。第十二条は非常に欠陥が多いと思ひます。あなた方のお考えになつてゐることは、中澤君が今指摘されたように双刃の剣のやうに、使ひ方によつてはどちらでも切れる、こゝういふことにならうと思ひますが、私が今申しますように、もしその監督権に對して不服であつた場合には、どこにその処置を申し出るのですか。いやくも一つの企業を思ひつゝ個人の場合あるいは生産者の団体の場合、いずれの場合でもあります。長官の指導あるいは指示に對して不服を持つておる、こゝうした場合に

は、農林大臣の監督権の発動まで待つておるわけには行かない。そうすると、その者は知事の裁定に對して不満を持つておれば、農林大臣に對して何らかの措置に出て行かなければならぬ。こゝうした場合に、農林大臣にこゝう訴へるか、要請といふか、要求といふか、こゝういふものを出した場合に、農林大臣はこれに對して、何を根拠にして裁定を下すのですか。その場合は監督権ではないでしよう。どうもこの十二条といふものは、われ／＼はよくわかりませんが、何を目的にしてゐるのですか。考へようによつては、行政官庁がただ酪農地帯を指定したといふことだけでもつて、何ら法的根拠なしに民間企業を不当に抑制したり、これに對して過大な指導権を掌握したり、その結果は既定の独立乳業資本の擁護になつたりならなかつたりといふやうな、非常に広汎な、締めくくりにない、しかも行政力によつて自由自在にこれを使ひて行く。これは邪推ではありませんが、心配であります。こゝういふことも考へられると思ひます。この点いかがでしようか。どうも今の局長の御答弁では、私は納得が参らないのです。

○大坪政府委員 あるいは監督権と申し上げまします。言葉が強過ぎたかと思ひますが、行政指導と申し上げた方が實際問題としていふかと思ひます。もちろん計画自体につきましても承認あるいは変更といふやうな場合におきましても、これは法律の規定に基きますので、監督権と申します。こゝういふ言葉を使つてもいいと思ひます。しかしこゝうの場合におきまします地方長官の措置に對しましては、行政指導として、こゝういふ条件に該當しておるやうな場合には、法律の規定に該當してしまつてもこれはできるだけ承認をするといふことになつておる。こゝうの場合には、協同組合なんかの申請の場合には、当然これは承認すべきものじやなからうか、かように思ひます。こゝういふものは、先ほども申し上げました通り、中小と申しますか、能力のない工場なり施設なりが濫立するといふことを防止したい。反射的に一企業に集中して独占的な利益になるといふやうな事態を規制するといふことも考へるものであります。そのこと自体は、逆の方面から申しますと、全体の問題といたしましては、単位当りの経営費を切り下げる、従つてできました製品について、總体的には安くして、豊富なものを供給し得る、こゝういふ経済的な状態を現出したい、かやうな精神であります。

○若賀委員 私が先ほどから指摘してゐる点は、たとえば協同組合があるいは協同組合連合会が、この地域の中において施設を行つ場合、これは局長も御承知の通り、農協法の第十條の一項の六号、七号には明確にうたわれておる。六号におきましては、「組合員の生産する物質の運搬、加工、貯蔵又は販売」、七号では「農村工業に関する施設」、これらは農協法に基く協同組合の事業として許されておるわけですが、こゝういふものを協同組合が、合法的にその地域の中に施設するといふことを、酪農振興法の場合においては承認を受けなければならぬといふこととを押へることは、農協法に對する不当

の抑圧だと考えるわけでありますが、この農協法の規定と、振興法の一つの制約を行うとの関連というものは、法律的にどのように解明して、この法律をつくつたのであります。

○大坪政府委員 農業協同組合が法律の規定に基づきまして、あるいは法律の規定に基かないといたしまして、協同組合の本来の性質と申しますか、農民の生産したものに付きまして、共同して販売し、あるいはそれに処理、加工をいたしまして販売するということ、当然の使命だと思つては、それを制限するということはおきません。従つて本法におきましては、全然ないのではありませんが、一応当該地方におきまして全体的な関連をいたしまして、当該地方の酪農振興法を計画経済的に組み立てて参ります。従つて、自然人にある行為能力があります場合に、当然の自然人の行為を制限すると申しますか、規制をいたしますと同様に、法人本来の持つておる能力につきましても、別の観点から同じ経営と申しては語弊があると思ひますが、一応計画経済のわくの中で仕事をしても、こういうような観点に立つておるわけでありま。

○芳賀委員 非常に社会主義的な言葉を局長が言い出したわけでありますが、指定地域の中における協同組合の組織だけが振興法による制約を受ける、地域外の所は何らの制約を受けないということにも問題があると思ひます。だからこれらの点は、当然農業の事業として行われる場合においては、この十二条の適用を受けないということが明確にされれば、問題は何も出て来ないのです。無理にこれで押え

つけようとするところに、結局既存の乳業資本の利益を温存させて行かなければならぬということが先行しておる。これは局長自身も矛盾を感じておると思ひます。感じておりながらこういう法律をつくらざるを得なかつた諸般の事情はわかりますけれども、しかし厳然としてそういう協同組合法があり、その協同組合法に基いて加工事業あるいは農村工業がやれることになつておるにもかかわらず、承認を得なければやれない、承認をとらないでやつた場合には、罰則を適用するというようなことは、農協法に対する不当の抑圧になるというところは、どこまでも譲ることのできない点であるというふう

に考えます。ただ局長の主張は、一つの地域内において二ないし三の施設ができた場合には、コストに影響する——もちろんこの法律によりまして、豊富、低廉なる牛乳あるいは乳製品を提供するということをうたつておるもので、コストの問題ももちろん大事であります。局長は乳業施設に対する企業についての十分なる分析を怠つておる点もあるのじやないかと思ひます。たとえば、必ずしも一工場百五十石の集乳が行われなければ採算がとれないというところでなくて、その企業に対する生産量の問題よりも、一つの企業の中における操業度の問題がむしろ大きいと思ひます。特にわが国においては、夏季あるいは冬季における乳の生産量は、非常に季節的に違つておる。だから季節によつて一つの企業の中においても操業度が異なつて来るということに問題が出て来るのであつて、これらの問題は酪農の密度が集約化されることによつて相当調整されます。農

家においても、今までは一頭しか牛を飼つておらなかつたという場合には、乳量が低下すると、わざわざ集乳所までそれを持つて行くことの煩瑣のために、それを持つて行かない場合もありますが、集約地区の場合には、二頭、三頭という牛を飼つておる自体が、農業経営の中において経済的な効果をきめんに持つて来るという段階においては、あるいは季節的な変化は相当緩和されると思ひます。問題はむしろ、この酪農の密度が非常に足りない、疎散しておる場合における工場に持つて来る集乳に要する経費が、今まではコストに大きな影響を持つておつたわけ

です。だから企業の一つの形態の中における生産量だけにこだわつて、一地区の中に必ずしも一工場でなければならぬんだというふうな考え方だけでなく、あるいは一地区の中においても、五十石ずつ完全に処理できる施設がたとひ二箇所ないし三箇所あつても、完全に経営が成り立つということとが立証されるわけなんです。この乳製事業というものはそれほど精密なものではない。硫酸製造などと違つて、むしろ原始的な加工事業だということも言えるわけです。だから一地区一工場という原則とか、あるいは既存の施設を守つてやらなければ混乱が起るというようなことだけにあまり固執しないで、ほんとうに乳を出す農家の力によつてかかる施設が持たれようとする場合においては、これを助

長するということがなければならぬと考えるわけでありますが、新しく芽が伸びようとするのを押えようとしておると矛盾があるわけです。そういうことでは、いくらこういう法律をつくつても何もありません。むしろ結果において既存の乳業資本に対してそこに集約地区を設けてやつて、ますます利潤を追求するということにしかならぬわけです。だからこの点は十分反省されて、特に協同組合が農協法の規定に基いてこの地域内に施設を持つた場合においては、知事の承認を得なければならぬというようなことは間違ひであるということ、認識してもらいたいと思ひますが、その点はあくまでもこれを固執する考えですかどうですか。

○大坪政府委員 私どもといたしましては、協同組合の本来の能力といひますか、それにつきましては、当然農民自身が牛乳を飼育いたしますので、生産者に最も合理的な、生産者の経済的な利益になるようなシステムのもとに酪農が振興して行くということを理想的な形態としておるのであります。ただ現実の問題といたしまして、相当地区を指定して参りました場合に、既存の工場等がありまして、私どもの企図しております最終のねらいのような形態が全部の地域に行き渡るといふことはなか／＼実際問題としてはできないと思ひます。ただいまのよう

な場合があるいは起きて来るかと思ひますが、協同組合の既存の工場等の関係ばかりでなしに、新しく設定するような地点におきましては、ただいまのような農業協同組合の本来の使命が十分達成し得るような方途を講じたい、かように考えておるのであります。なお本法でねらつておりますのは、相当理想的な形態と申しますか、乳牛を最終の目標といたしまして五千頭、一日の牛乳処理量といたしま

して百五十石、百五十石と申しますのは、私技術者でありませんが、詳しいことはわかりませんが、機械設備をいたしまして、今の世界的な水準におきまして、百五十石くらいが一応最も効率的な、妥当なる施設であるというふうな言われておるのであります。そういう理想的なことを考えておりますので、あるいは法律全体といたしまして、そういうような点につきまして多少行き過ぎがあるのじやなかろうか、かように私どもも考えておるのであります。その点につきましては十分に御意見を拝聴いたしたい、かように存じておるのであります。

○芳賀委員 さらにたとえば、こういうような不明朗な法律が通つた場合において、もしその地域内において協同組合とあるいは連合会が承認も何も得ない施設を持つたという場合においてはどうか。協同組合に対してこの二十三条の罰則を適用しますか。そういうこともあらかじめお考えになつておると思ひますが、そういう点はどうか。それともまたそういう現象が出たことによつてその地域は取消して、協同組合は別に罰則は適用しないという形で行くか、その点であります。

○大坪政府委員 具体的の場合に罰則を適用するかどうかという問題につきましては、これは実は司法権の問題ではなからうかと思ひます。一応法律として規定いたしておりますので、他の要件が満たされておるといふ場合にはそういう罰則の適用があるという帰結になるのは当然かと思ひますが、具体的の場合には当然司法権の問題である、かように考えます。

○大坪政府委員 具体的の場合に罰則を適用するかどうかという問題につきましては、これは実は司法権の問題ではなからうかと思ひます。一応法律として規定いたしておりますので、他の要件が満たされておるといふ場合にはそういう罰則の適用があるという帰結になるのは当然かと思ひますが、具体的の場合には当然司法権の問題である、かように考えます。

○大坪政府委員 具体的の場合に罰則を適用するかどうかという問題につきましては、これは実は司法権の問題ではなからうかと思ひます。一応法律として規定いたしておりますので、他の要件が満たされておるといふ場合にはそういう罰則の適用があるという帰結になるのは当然かと思ひますが、具体的の場合には当然司法権の問題である、かように考えます。

の価格はアメリカよりはるかに高くなつてゐる。そこに問題があるのであつて、この集約酪農の指定の問題も、その生産費をぐつと下げて行くところにあると思う。これは今の酪農家にとつて最も大きな問題だと思います。その一番大事な点をねらつてゐるのだということをもつと大胆にはつきり言つたらしいと思う。そういう意味では、今の畜産局長の答弁を聞いていて、まことに不安である。もつとさつくばらんにそれをずつと出して行つたらしいと思います。そうしてこの委員会を進めていただくことを私は希望する次第であります。

○綱島委員　資料の提出を願います。
 大体一日平均百五十石ぐらいになる牛乳の集約酪農地域をつくるというこの計画において、どれぐらいの牛でどれぐらいの乳が出て、また大部分ジャ-

ジーらしいのですが、これはどのくらの時間においてやるのかという判断の資料と、それだけのものにどのくらいの飼料が必要と言えるか、それからジャージー種がどこいうところが他の

牛とは違うのかということ、簡単な表解をしていただきたいと思います。

○井出委員長 残余の質疑は後日にこれを繰越し、本日はこれにて散会いたす。

午後四時五十五分散会
します。

昭和二十九年五月一日印刷

昭和二十九年五月四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局